

熊本県障がい福祉計画

(第 4 期 : 平成 27 年度 ~ 平成 29 年度)

案

(注)

障害福祉サービス等の見込量は、精査中であり、今後、異動が生じる。

当資料は、平成 26 年 11 月末現在で厚生労働省に中間報告を行った際の見込量等を記載。

平成 27 年 月

熊本県

目次

第1章 計画の概要	
1 計画策定の背景・趣旨	… 1
2 計画の位置付け	… 1
3 計画の期間	… 2
4 計画の推進体制	… 2
第2章 計画の基本方針	
1 計画の基本理念	… 3
2 計画の基本的な考え方	… 3
3 区域の設定	… 5
第3章 障がい者等を取り巻く状況	
1 統計データ	… 7
(1) 人口の状況	
(2) 障がい者等の状況	
2 アンケート調査	… 10
(1) 重症心身障がい児(者)の生活調査	
(2) 強度行動障がいに関する実態調査	
(3) 障がい者施策に関するアンケート調査	
3 障がい当事者・家族団体からの意見聴取	… 15
4 障害福祉サービスの体系	… 16
第4章 成果目標と活動指標	
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	… 19
(1) 地域生活移行者の増加	
(2) 施設入所者数の減少	
2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行	… 20
(1) 入院後3か月時点の退院率の上昇	
(2) 入院後1年時点の退院率の上昇	
(3) 在院期間1年以上の長期在院者数の減少	
3 地域生活支援拠点等の整備	… 21
4 福祉施設から一般就労への移行等	… 21
(1) 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加	
(2) 就労移行支援事業の利用者の増加	
(3) 就労移行支援事業所の就労移行率の増加	
(4) 障がい者の就労支援に向けた取組み	

第5章 障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び確保方策	
1 障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策	… 24
2 障がい児支援等の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策	… 37
第6章 障害福祉サービス等の従事者の確保及び資質の向上並びにサービスの質の向上	
1 基本的な考え方	… 43
2 実施する事業の内容	… 43
(1) サービスの提供に係る人材の育成	
(2) 障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価	
(3) 障がい者等に対する虐待の防止、権利擁護の取組み	
第7章 障がい児施策の充実等	
1 基本的な考え方	… 47
2 具体的施策	… 47
(1) 地域の療育支援体制の整備等	
(2) 発達障がいに関する支援	
第8章 地域生活支援事業の実施	
1 事業の実施に関する考え方	… 50
2 実施する県地域生活支援事業の内容	… 50
(1) 専門性の高い相談支援事業	
(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	
(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	
(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	
(5) 広域的な支援事業	
(6) サービス・相談支援者、指導者育成事業	
(7) 任意事業	
3 各事業の見込量の確保のための方策	… 54
第9章 熊本県障がい福祉計画（第1期～第3期）の実績	… 58
附属資料	… 73
1 策定経過	
2 県政パブリックコメントの結果	
3 熊本県障害者施策推進審議会委員名簿	
4 熊本県障害者自立支援協議会委員名簿	
5 関係法令	

「障害」のひらがな表記の取扱いについて

熊本県では、平成 20 年 1 月から、法令、条例、規則や固有名称等を除き、「障がい」と一部ひらがな表記を行っています。

1 目的

「障害」は、戦前は一般的には「障礙」と表記されていましたが、昭和 22 年に公布された当用漢字表に「礙」、「碍」(礙の俗字)がなくなり、法律用語として使用することができないため、「害」の字が代わりに使用されるようになったとされています。

障害の「害」という漢字の表記については、「害悪」、「公害」など負のイメージがあります。また、障がいのある方々やご家族、関係団体の皆さんから、自分や家族の呼称に「障害」の文字が使われることについて大変残念に感じられ、表記を改めるべきであるとのご意見が寄せられています。

「害」の字をひらがなに表記することについては、様々な意見があり、「障害」という用語自体を変えるべきとの意見もありますが、現在はこれに替わる定着した用語がないのが実情となっています。

そこで、県では障がいのある方の思いを大切に、共生社会の実現を推進するという観点から、「障害」を「障がい」とするひらがな表記に努めることとしています。

2 表記の取扱い

(1) 「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」と一部ひらがな表記とします。

(2) 法令、条例、規則や固有名称等の表記は、従前どおりとします。

国の法令やこれらにより定義されている固有名称、熊本県の条例・規則等の固有名称として使用する場合

医学用語・学術用語等の専門用語として使用する場合

著作を引用して使用する場合

3 対象とする文書等

新たに作成・発出する公文書等のうち、県の判断により変更可能なもの。

- (例示)・住民等に対する啓発資料等(新たに作成又は、更新する広報、リーフレット、パンフレット、ホームページ 等)
- ・会議資料、説明資料、計画書 等
 - ・看板、名刺 等

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景・趣旨

障がい保健福祉施策については、平成15年度以降、措置制度から契約制度へと転換した支援費制度の下で、利用者数が飛躍的に増加する等サービス量の拡充が行われてきました。

平成18年4月に施行された障害者自立支援法（平成17年法律第123号）においては、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるべく、市町村及び都道府県に障害福祉計画の策定を義務付けるほか、福祉施設や事業体系の見直しなど、サービス体系全般についての見直しが行われました。

平成25年4月に施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。一部は、平成26年4月施行）においては、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大や共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化などが行われました。

また、「制度の谷間」を埋めるべく、障害者総合支援法の障がい者の定義に難病患者等が加わり、身体障害者手帳等が取得できない場合でも同法に基づく障害福祉サービス等の対象となりました。

このような背景の下、熊本県においては、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制の確保を計画的に行うことを目的として、第4期熊本県障がい福祉計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、障害者総合支援法第89条第1項に基づく熊本県の障害福祉計画であり、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針（平成26年5月15日厚生労働省告示第231号。以下「国の基本指針」という。）に即して策定するものです。

また、障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき、障がい者のための施策に関する基本的な計画として平成27年 月に策定した第5期熊本県障がい者計画（平成27年度～平成32年度）のうち、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画としての位置付けを有するものです。

なお、市町村においても、第4期市町村障害福祉計画を策定しており、市町村の計画達成に資するため、県として、広域的な見地からの助言や情報の提供など必要な支援を行うこととしています。

3 計画の期間

この計画は、国の基本指針に即して、平成27年度から平成29年度までを計画期間とします。

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
熊本県障害者計画 (第3期：平成15～22年度)					熊本県障がい者計画 (第4期：平成23～26年度)			熊本県障がい者計画 (第5期：平成27～32年度)			
熊本県障害福祉計画 (第1期：平成18～20年度)			熊本県障がい福祉計画 (第2期：平成21～23年度)		熊本県障がい福祉計画 (第3期：平成24～26年度)			熊本県障がい福祉計画 (第4期：平成27～29年度)			

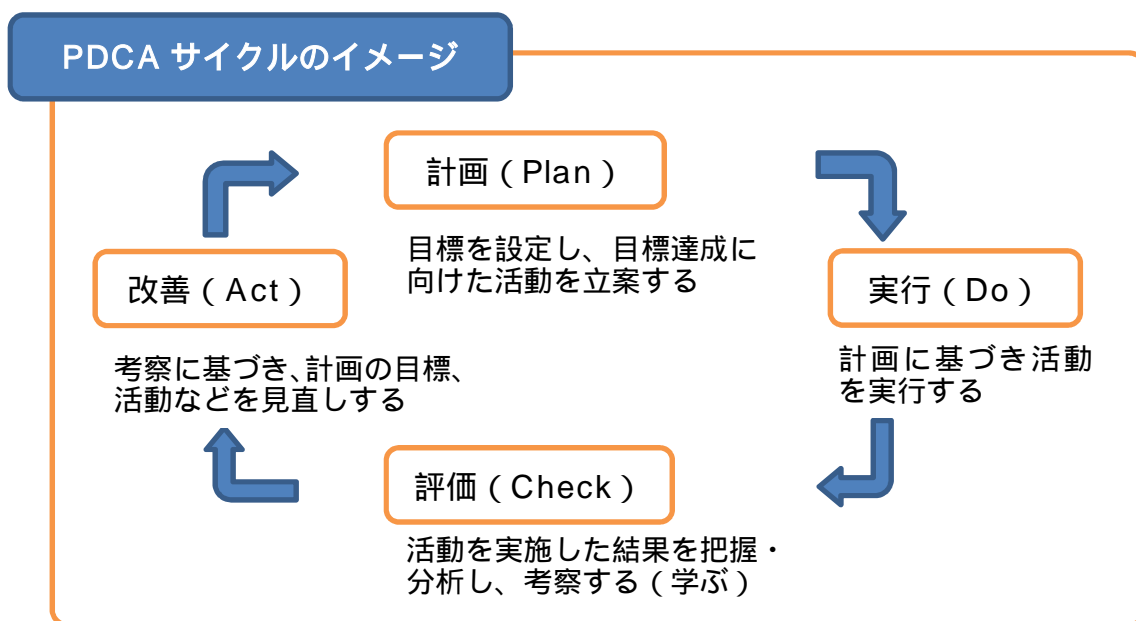
第1期計画期間 (H18～H20年度)	第2期計画期間 (H21～H23年度)	第3期計画期間 (H24～H26年度)	第4期計画期間 (H27～H29年度)
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成

4 計画の推進体制

この計画の推進にあたっては、PDCAサイクル(「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」)により、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更することその他の必要な措置を講じることとします。

成果目標及び活動指標については、毎年、その実績を把握し、分析・評価を行うとともに、熊本県障害者施策推進審議会に報告し、意見を聴くこととします。

また、結果については、ホームページ等により、達成状況を公表することとします。



第2章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

全ての障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が可能な限りその身近な地域において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障がい者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨とする法の基本理念を踏まえ、障がい者施策の推進を図ります。

（1）障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

全ての県民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者等の意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくこととします。

（2）障がい者等が身近な地域で必要とするサービスの確保

障がい者等が地域で障害福祉サービス等を受けることができるよう、市町村を実施主体の基本とし、地域間の格差が生じることのないようサービスの充実を図るとともに、障がい者等が身近な地域で必要とするサービスを利用できるよう提供体制の整備を進めます。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして法に基づく対象となっている旨の周知を図るとともに、難病患者等についても、引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

（3）障がい者等の生活を地域全体で支え合う体制づくり

入所等（福祉施設への入所又は病院への入院）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整備するとともに、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用して、障がい者等の生活を地域全体で支え合う体制づくりを促進します。

2 計画の基本的な考え方

（1）障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、1の基本的理念を踏まえ、目標を設定し、計画的な整備を行います。

県内どこでも必要な訪問系サービスを保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）は、住み慣れた家や地域で安心して自立した生活を継続していくうえで重要なサービスです。

県内どこでも必要な訪問系サービスの利用が可能となるよう、サービスの充実を図ります。

希望する障がい者等に日中活動系サービスを保障

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）は、地域で安心して生きがいのある生活を送れるよう、介護や訓練、療育などのサービスの提供、さらに生産活動や社会参加、交流、相互理解の場としての役割を果たしています。

希望する障がい者等が、必要な日中活動系サービスの利用が可能となるよう、サービスの充実を図ります。

グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助を行う住居）の充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

また、今後、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等）を持った拠点等の整備に向け、必要な支援を行います。

福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における就労の場の拡大を図ります。

（２）相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービスの利用に当たって作成されるサービス等利用計画について、今後の利用者数の増加等に応じてさらなる体制の充実を図るとともに、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言など、相談支援体制の充実を図ります。

また、これらの取組みを効果的に進めるため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置する市町村を支援するとともに、自立支援協議会を活用するなどにより、地域の相談支援ネットワークの構築を図ります。

(3) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がいのある子どもについては、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援を確保するとともに、教育・保育等との関係機関とも連携を図り、障がいのある子ども及びその家族に対して乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な地域で提供する体制の構築に向け、児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援等の整備に計画的に取り組めます。

3 区域の設定

この計画において、障害福祉サービス又は相談支援の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域は、次のとおりとします。

(1) 施設入所支援、療養介護、生活介護及び障害児入所支援

サービス提供事業者の所在市町村と利用者の援護の実施市町村が離れている場合が多い施設入所支援、障害児入所支援及び療養介護、また、施設入所支援と一体的に提供される場合が多い生活介護については、基盤整備に全県的な広域性をもたせる必要があるため、区域は県全域とします。

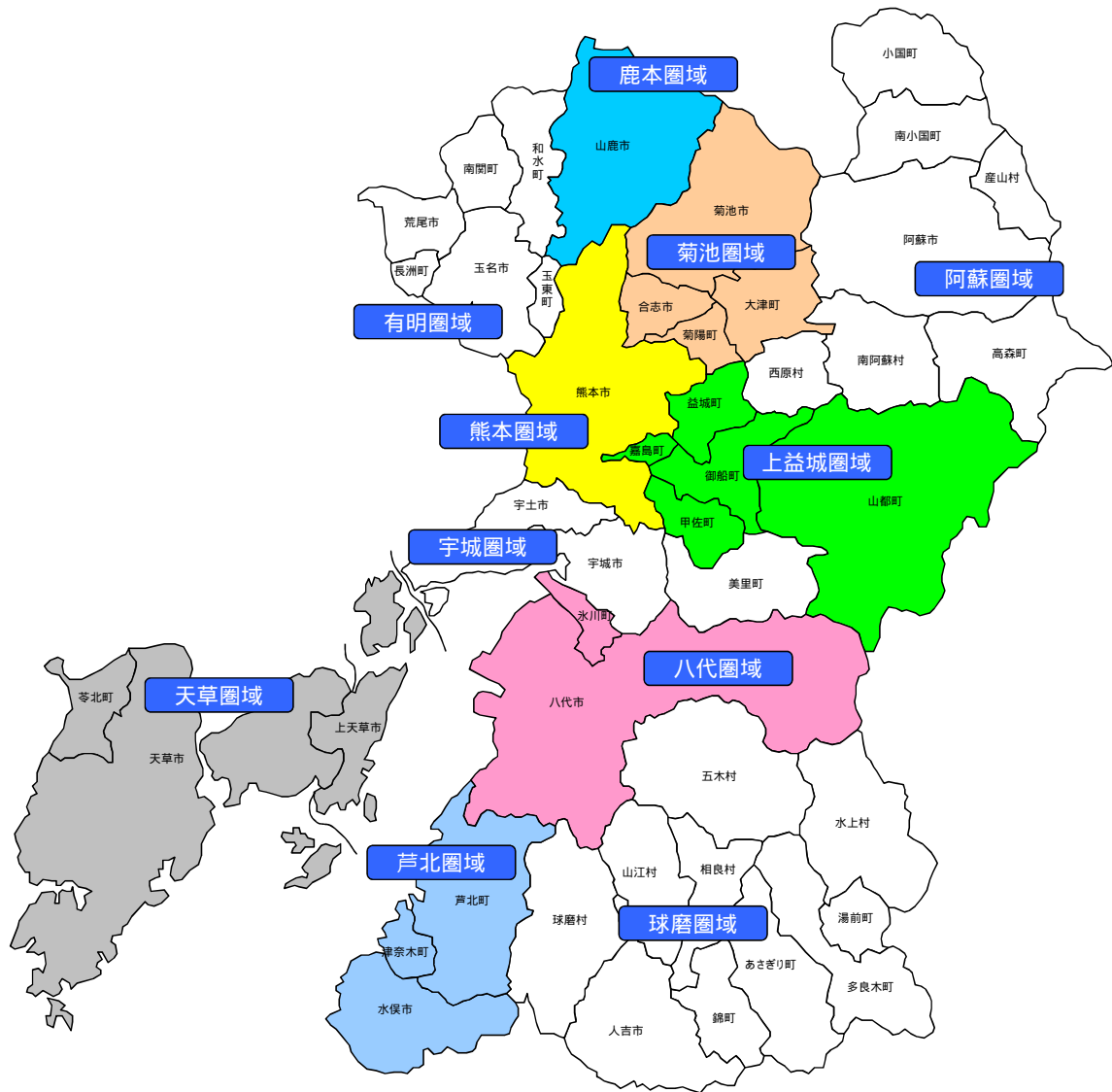
(2) 上記以外の障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援及び障害児相談支援

サービス提供事業者の所在市町村と利用者の援護の実施市町村が同一又は近い場合が多いことから、区域は、第6次熊本県保健医療計画（平成25年度～平成29年度）に定める二次保健医療圏と同一とし当圏域を障がい保健福祉圏域とします。

[障がい保健福祉圏域]

圏域名	構成市町村
熊 本	熊本市
宇 城	宇土市、宇城市、美里町
有 明	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
鹿 本	山鹿市
菊 池	菊池市、合志市、大津町、菊陽町
阿 蘇	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村
上益城	御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
八 代	八代市、氷川町
芦 北	水俣市、芦北町、津奈木町
球 磨	人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村 五木村、山江村、球磨村
天 草	天草市、上天草市、苓北町
1 1 圏域	4 5 市町村

障がい保健福祉圏域：11 圏域



11 圏域

熊本圏域
阿蘇圏域
天草圏域

宇城圏域
上益城圏域

有明圏域
八代圏域

鹿本圏域
芦北圏域

菊池圏域
球磨圏域

第3章 障がい者等を取り巻く状況

1 統計データ

(1) 人口の状況

平成26年10月1日現在の熊本県の人口は、1,794,623人で、平成18年と比べると、41,286人減少しています。

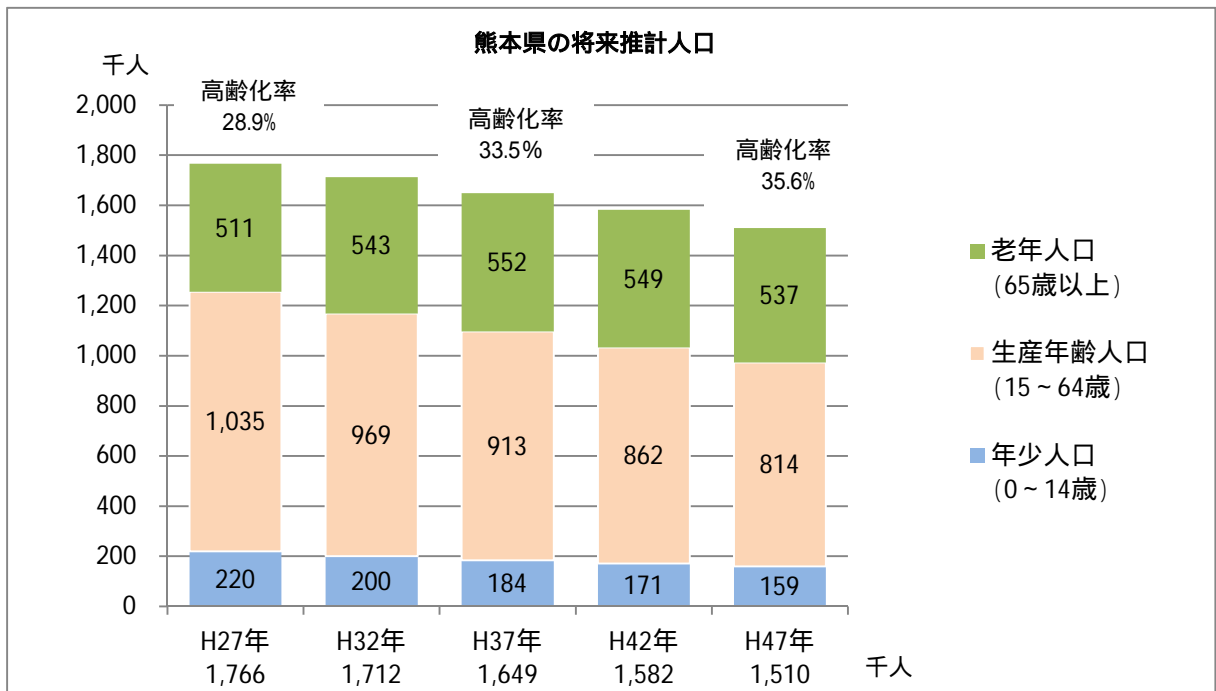
また、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)の割合は減少を続けていますが、老年人口(65歳以上)の割合は、増加し続けています。

(単位：人)

熊本県	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	1,835,909	1,828,288	1,822,155	1,815,985	1,806,312	1,812,502	1,807,201	1,801,495	1,794,623
年少人口 (0～14歳)	260,947 14.2%	257,789 14.1%	255,731 14.0%	253,546 14.0%	249,606 13.8%	249,787 13.8%	248,482 13.7%	247,205 13.7%	245,536 13.7%
生産年齢人口 (15～64歳)	1,129,635 61.5%	1,118,788 61.2%	1,109,527 60.9%	1,099,148 60.5%	1,093,440 60.5%	1,096,811 60.5%	1,081,681 59.9%	1,064,935 59.1%	1,046,000 58.3%
老年人口 (65歳以上)	445,327 24.3%	451,711 24.7%	456,897 25.1%	463,291 25.5%	463,266 25.6%	465,904 25.7%	477,038 26.4%	489,355 27.2%	503,087 28.0%

(資料) 熊本県「推計人口調査」(各年10月1日現在)

本県の将来推計人口も減少が見込まれ、総人口に占める老年人口の割合は着実に増加する見込みです。



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計」

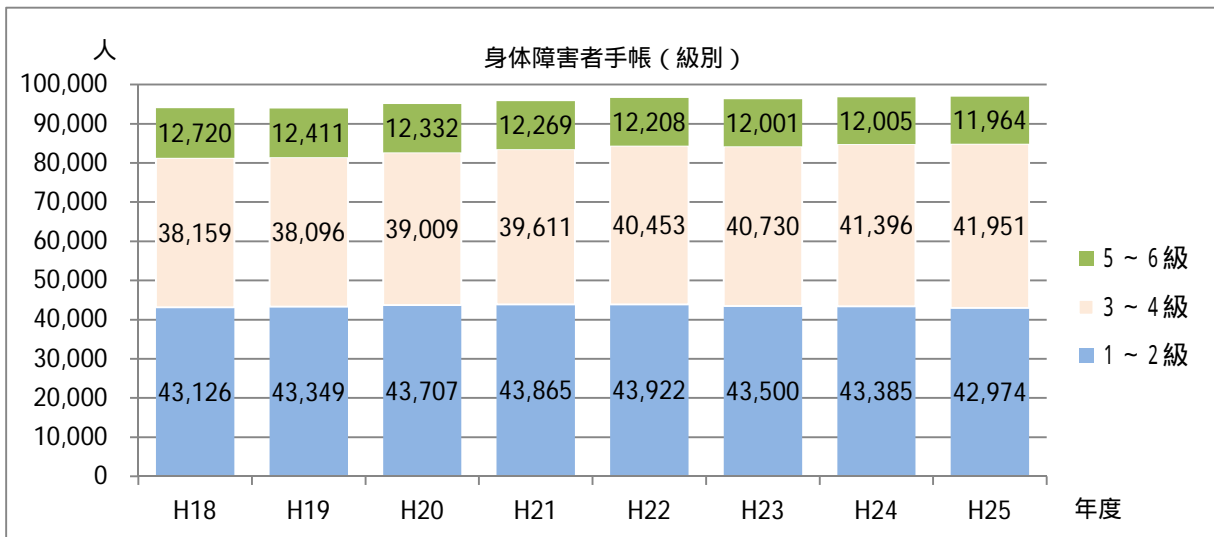
(2) 障がい者等の状況

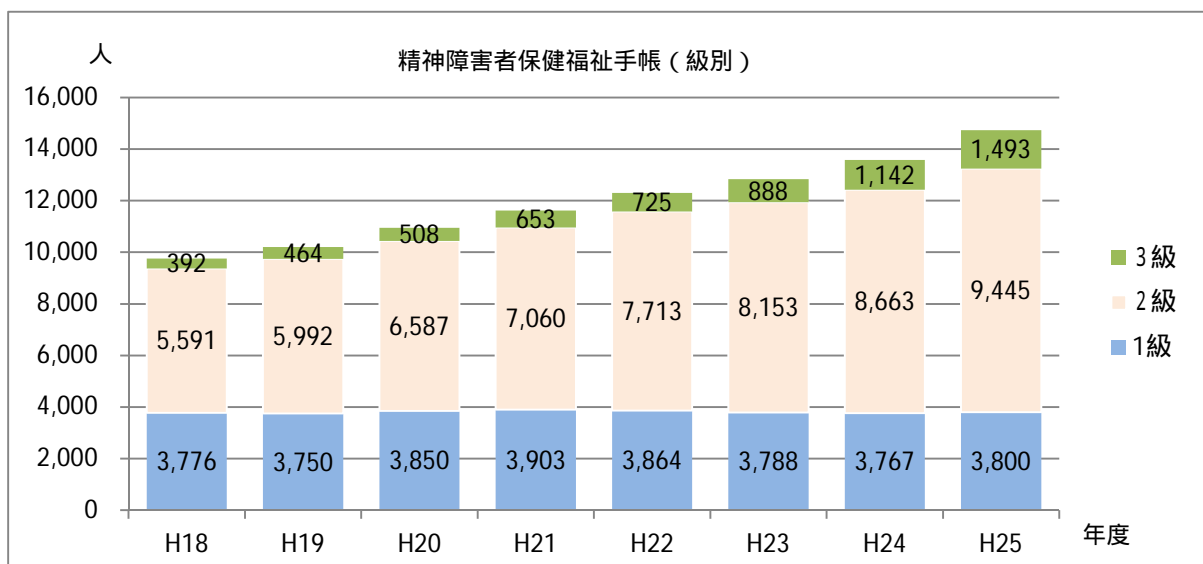
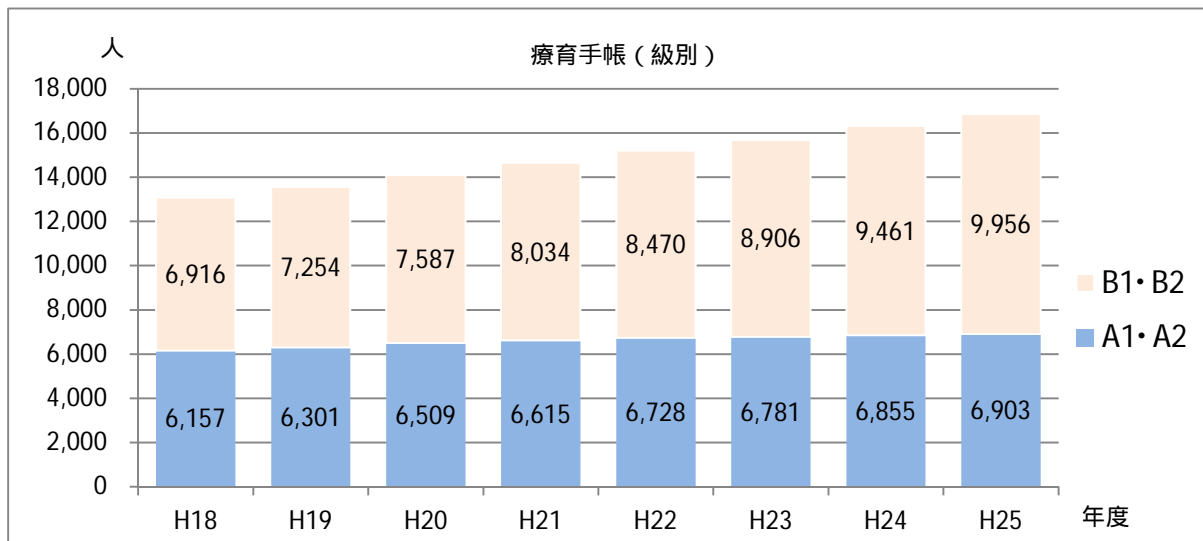
平成26年3月31日現在の身体障害者手帳所持者数は96,889人(県人口の約5.4%)、療育手帳所持者数は16,859人(県人口の約0.9%)、精神障害者保健福祉手帳所持者数は14,738人(県人口の約0.8%)となっています。

手帳所持者数の推移

年度(各年度末)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
身体障害者手帳	1～2級	43,126人	43,349人	43,707人	43,865人	43,922人	43,500人	43,385人	42,974人
	3～4級	38,159人	38,096人	39,009人	39,611人	40,453人	40,730人	41,396人	41,951人
	5～6級	12,720人	12,411人	12,332人	12,269人	12,208人	12,001人	12,005人	11,964人
	計	94,005人	93,856人	95,048人	95,745人	96,583人	96,231人	96,786人	96,889人
療育手帳	A1・A2	6,157人	6,301人	6,509人	6,615人	6,728人	6,781人	6,855人	6,903人
	B1・B2	6,916人	7,254人	7,587人	8,034人	8,470人	8,906人	9,461人	9,956人
	計	13,073人	13,555人	14,096人	14,649人	15,198人	15,687人	16,316人	16,859人
精神障害者保健福祉手帳	1級	3,776人	3,750人	3,850人	3,903人	3,864人	3,788人	3,767人	3,800人
	2級	5,591人	5,992人	6,587人	7,060人	7,713人	8,153人	8,663人	9,445人
	3級	392人	464人	508人	653人	725人	888人	1,142人	1,493人
	計	9,759人	10,206人	10,945人	11,616人	12,302人	12,829人	13,572人	14,738人
全体計		116,837人	117,617人	120,089人	122,010人	124,083人	124,747人	126,674人	128,486人

年度(各年度末)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
身体障害者手帳	内部障害	29,188人	29,122人	29,781人	30,157人	30,664人	30,545人	30,830人	30,835人
	肢体不自由	46,539人	46,789人	47,412人	47,807人	48,235人	48,216人	48,494人	48,718人
	音声・言語、そ しゃく機能障害	858人	858人	867人	864人	847人	840人	854人	845人
	聴覚・平衡機能 障害	9,116人	9,017人	9,107人	9,211人	9,297人	9,338人	9,513人	9,606人
	視覚障害	8,304人	8,070人	7,881人	7,706人	7,540人	7,292人	7,095人	6,885人
	計	94,005人	93,856人	95,048人	95,745人	96,583人	96,231人	96,786人	96,889人





通院医療費公費負担受給者数

年度(各年度末)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
通院医療費公費負担受給者数	19,194 人	18,544 人	19,382 人	20,492 人	21,838 人	22,829 人	24,269 人	25,521 人

2 アンケート調査

(1) 重症心身障がい児(者)の生活調査

調査目的

在宅の重症心身障がい児(者)及びその家族の生活実態及び障害福祉サービス等の利用状況を調査し、今後の支援策の在り方を検討するための基礎資料として活用する。

調査項目

- ア) 本人及び家族の現状把握
- イ) 障害福祉サービス利用についての現状把握
- ウ) 必要な障害福祉サービスの把握
- エ) 圏域別の特性の把握

調査対象者、調査方法、調査期間

- ア) 調査対象者(熊本市を除く。熊本市は別途調査。)
在宅の重症心身障がい児及び障がい者 444人(平成25年8月1日現在)
- イ) 調査方法
郵送による配布、回収
- ウ) 調査期間
平成25年9月30日～10月15日

回収率 66.0%(293人)

調査結果〔概要〕

《 介護者の負担 》

日常生活の介護で最も負担だと感じていることは、入浴介助、食事介助、排せつ・排便介助の順に多い。特に、入浴介助については、168人〔57.3%〕の人が負担と感じるとしている。

《 今後の生活の場所 》

「このままずっと自宅で生活させたい(156人〔53.2%])」とする回答が最も多く、「ゆくゆくは入所施設に移らせたい(78人〔26.6%])」が次に多い。

《 必要としている障害福祉サービス 》

在宅で生活するうえで必要とされるサービスについては、短期入所(92人〔31.4%])、日中一時支援(89人〔30.4%])、生活介護(76人〔25.9%])の順に多い。

(2) 強度行動障がいに関する実態調査

調査目的

自傷、他害行為等、危険を伴う行為を頻回に示し、対応が困難とされる強度行動障がいのある人について、その人数や生活状況、課題等の実態を調査し、今後の支援策の在り方を検討するための基礎資料として活用する。

調査項目

- ア) 本人の現状把握
- イ) 今後の強度行動障がいのある人の生活について
- ウ) 施設・事業所の実態把握

調査対象者、調査方法、調査期間

ア) 調査対象者

入所施設又は通所施設・事業所を利用している強度行動障がいのある人

イ) 調査方法

強度行動障がいのある人が利用していると考えられる施設・事業所(国立菊池病院、国立再春荘病院、障害者入所施設、障害児入所施設及び通所事業所のうち生活介護、就労継続支援B型、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所)に対し、調査票を配布し、回収(熊本市内の施設・事業所含む)。

ウ) 調査期間 平成25年9月～10月

回答状況

調査対象352施設・事業所のうち、58施設・事業所から480人分の回答があった(入所施設利用者344人、通所事業所利用者136人)。

調査結果〔概要〕

《 在宅における家族の負担 》

在宅サービスを利用しながら自宅で介護をしている家族の負担が大きい(強度行動障がいのある人の施設入所待機者が54人いることが判明)。

《 今後の生活の場所 》

保護者の希望は、入所施設利用者では、「このまま今の施設で生活させたい(248人〔88.6%〕)」が最も多かった。

また、通所事業所利用者では、「このまま在宅で生活させたい(74人〔60.7%〕)」が最も多かった。

《 施設・事業所における職員の負担 》

強度行動障がいのある人の受け入れは、パニックを起こした時の対応等、支援の困難性から、職員にとって負担が大きい(危険な行動を制止するためにとった行動が虐待ととられるおそれもある)。

(3) 障がい者施策に関するアンケート調査

調査の概要

県内において、障がいのある人（身体・知的・精神・難病）を対象に、障がい者団体・市町村を通じて調査票を配布。

ア) 実施時期：平成 26 年 6 月～7 月

イ) 調査対象者：1,402 人

（県内の障害者手帳所持者の約 1% 及び特定疾患受給者証所持者 112 人）

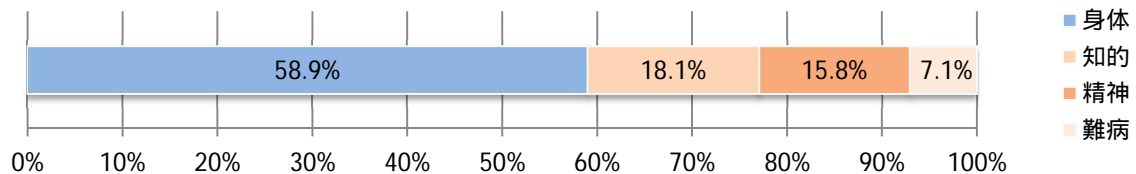
ウ) 調査回答者：1,010 人（回収率 72.0%）

〔 回答者内訳 〕

障がい種別 身体：595 人（58.9%） 知的：183 人（18.1%）

精神：160 人（15.8%） 難病：72 人（7.1%）

回答者の障がい種別割合



調査結果

<1> 日常生活について

施設に入所又は病院に入院している人に地域生活への移行を望むか尋ねたところ、「望む」「条件が整えば地域生活への移行を望む」と回答した方の割合は、身体では 44.0%、知的では 61.5%、精神では 89.8%となっています。

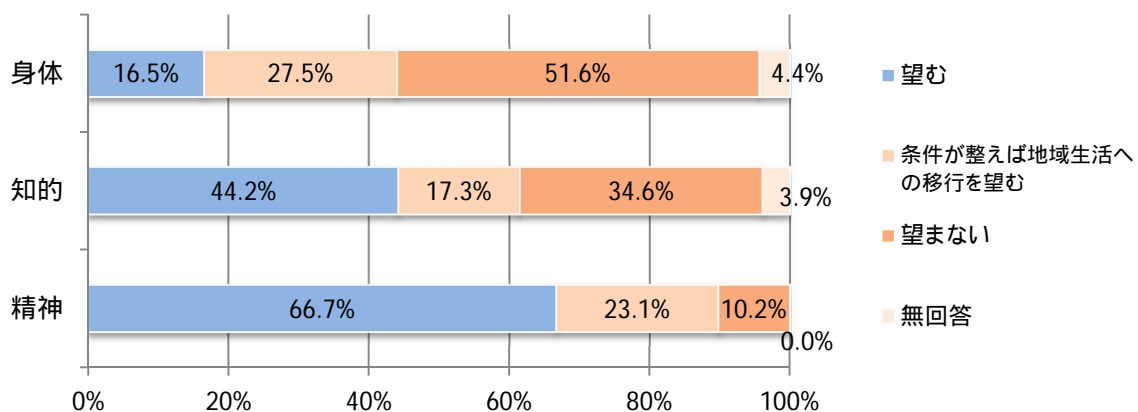
いずれの障がいも、前回調査と比べて、地域生活への移行を望む割合が高くなっています。

参考：前回（H22）調査

身体：42.4%、知的：59.4%、精神：79.4%

* 難病については、今回の調査から対象

施設を退所（病院を退院）して地域生活へ移行することを望む人の割合



次に、地域生活への移行を望む人（「条件が整えば地域生活への移行を望む」と回答した方を含む）に、在宅で生活するために必要と思う条件をあげてもらいました。

- 家事（料理、掃除、洗濯等）の支援がなされること（61.1%）
 - 外出（買い物、通院等）時の付き添いがあること（46.3%）
 - 手当・年金制度が充実していること（45.4%）
- となっています。

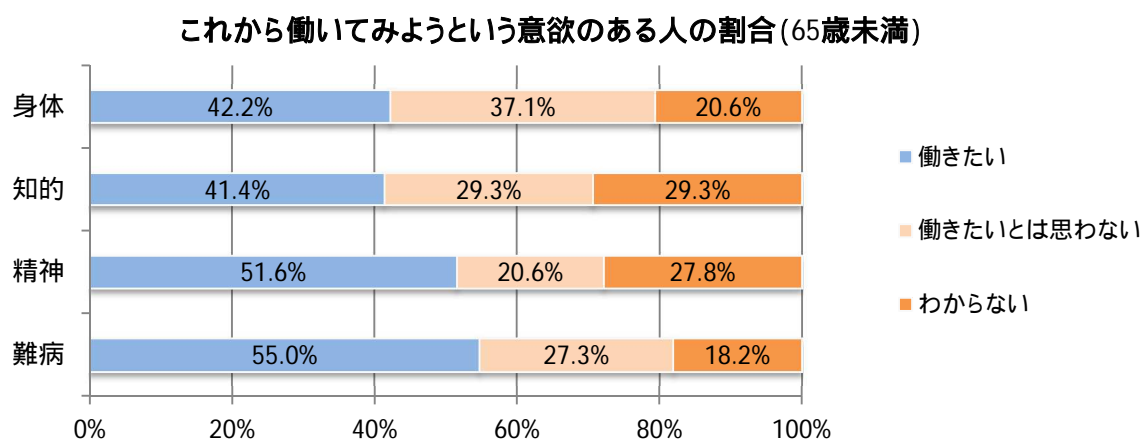
なお、障がい種別ごとの上位3項目は、次のとおりです。

	身体	知的	精神
	家事の支援がなされること (75.0%)	家事の支援がなされること (56.3%)	家事の支援がなされること (48.6%)
	身辺介助の支援がなされること 外出時の付き添いがあること 医療的ケアが受けられること (いずれも 65.0%)	金銭管理に関する支援がなされること (43.8%)	外出時の付き添いがあること 手当・年金制度が充実していること (いずれも 37.1%)
	-	家族又は同居人がいること (40.6%)	-

<2> 社会生活について

65歳未満で現在働いていない人のうち、これから働きたいと回答した人の割合は、身体 42.2%(前回調査 37.1%)、知的 41.4%(同 41.3%)、精神 51.6%(同 48.1%)、難病 55.0%であり、特に難病患者と精神障がい者の就労への意欲が高くなっています。

また、身体と精神では働いてみようという意欲のある人の割合が、前回調査より多くなっています。



また、働くにあたって充実させてほしいこととして回答が多かった上位3項目は次のとおりです。(この設問は、就労の有無に関係なく回答してもらいました)

- 周囲が自分を理解してくれること (35.8%)
- 障がいにあった職種・業務であること (33.5%)
- 給料が保障されること (27.0%)

なお、障がい種別ごとの上位3項目は、次のとおりです。

知的及び精神は、職場により指導者がいること、難病は勤務時間の調整ができることなどが求められています。

	身体	知的	精神	難病
	障がいにあった職種・業務であること (33.3%)	周囲が自分を理解してくれること (49.7%)	職場により指導者がいること (41.3%)	勤務時間が調整できること (26.4%)
	周囲が自分を理解してくれること (31.9%)	職場により指導者がいること (42.6%)	給料が保障されること 周囲が自分を理解してくれること (いずれも 40.6%)	周囲が自分を理解してくれること (22.2%)
	給料が保障されること (23.5%)	障がいにあった職種・業務であること (37.7%)	-	通院、リハビリテーションの時間がとれること (20.8%)

<3> 障害福祉サービスについて

障害福祉サービスの利用状況、その満足度についてお尋ねしました。

	「満足している」割合が高かったサービス	「満足していない」割合が高かったサービス
	児童発達支援 (81.3%)	同行援護や行動援護 (26.9%)
	生活介護 就労移行支援や就労継続支援 (いずれも 72.7%)	移動支援 (24.0%)
	-	日常生活用具の給付、貸与 (21.8%)

サービスに「満足していない」理由として、次のようなことがあげられています。

【 同行援護や行動援護 】

- ・利用時間が少ないため、増やして欲しい。
- ・同行援護従事者が少ない。利用時間にも地域格差がある。
- ・家族と同居の場合の制限が厳しすぎであり、実態に即していない など。

【 移動支援 】

- ・居住する市町村では、移動支援が受けられない。周辺市町村とのサービス格差がある。

- ・支給量を増やしてほしい。親が高齢化したとき、子どもは一人ではどこにも出られない。
- ・利用幅を広げ、通所時の利用や、映画や買い物等でも利用できるようなるとよい。

【 日常生活用具の給付、貸与 】

- ・耐用年数の設定が長い。次の購入申請を短期間のうちにできるよう改善して欲しい。
- ・修理などについて、実態に合わせて判断して欲しい。
- ・呼吸器の給付を受けているが、1台の給付のため故障のときが不安 など。

<4> 障がいのある子どものための施策について

障がいのある子どもの保護者に「障がいのある子どもが暮らしやすくなるために必要と思うこと」について尋ねました。回答が多かった上位3項目は、
 障がいのある子どものための通園施設・通園事業・デイサービスの充実(85.3%)
 早期の障がい発見と支援の開始(82.7%)
 特別支援学校・特別支援学級の整備(80.0%) となっています。

3 障がい当事者・家族団体からの意見聴取

(1) 意見聴取の概要

障がい当事者団体や家族団体から、障がい者施策について、意見を聴取しました。

ア) 実施時期：平成26年7月～8月

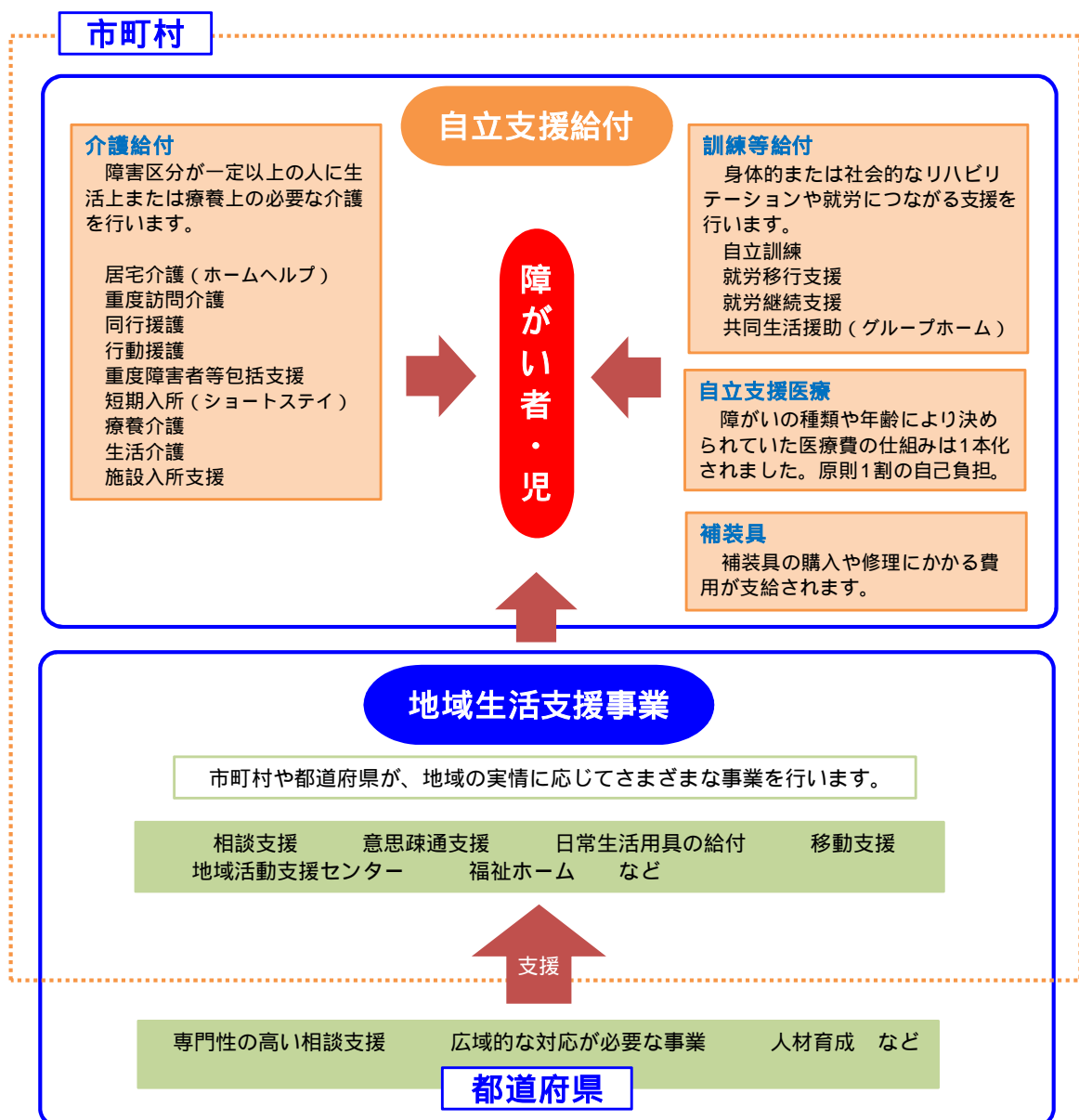
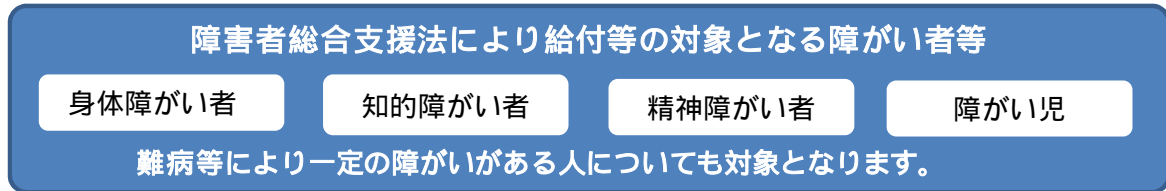
イ) 対象団体：33団体

(2) 主な意見

項目	主な内容
地域生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「親亡き後」が心配。グループホームでは生活できない、施設での常時見守りが必要な人は数多くいる。 ・障がい特性に応じたグループホーム若しくは(短期)入所施設を整備して欲しい。 ・相談員やホームヘルパーの人材確保・資質向上に取り組んで欲しい。 ・相談支援について、家族会にしかできないこともあり、「家族支援」の観点を設けて欲しい。
雇用・就業、経済的自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就労の継続には、事業主の障がい特性への理解が必須。 ・臨時的雇用後に確実に就労へ結びつく取組みをして欲しい。 ・優先調達法が施行されたが、いまだ工賃を出すために苦慮。県のみならず、一般企業の支援・理解が必要。
情報アクセシビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者、要約筆記者などのコミュニケーションを支援する人材の育成・確保に取り組んで欲しい。

4 障害福祉サービスの体系

障害者総合支援法による総合的なサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。



〔 障害福祉サービス等の種類と内容 〕

分 類	サービスの種類	サービスの内容	
障 害 福 祉 サ ー ビ ス	訪 問 系	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします
		重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動を補助します
		同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います
		行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援などをします
		重度障害者等包括支援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します
	日 中 活 動 系	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します
		自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能向上のために必要な訓練を行います
		自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力向上のために必要な訓練を行います
		就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います
		就労継続支援(A型)	一般企業等で働くことが困難な人に、働く場の提供(事業者と雇用契約を結び働く)や、知識や能力向上のための訓練を行います
		就労継続支援(B型)	一般企業等で働くことが困難な人に、働く場の提供や、知識や能力向上のための訓練を行います
		療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします
	居 住 系	短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます
		共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします
相 談 支 援	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします	
	計画相談支援	地域における自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を行います	
	地域移行支援	住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の必要な支援を行います	
	地域定着支援	地域生活を営む利用者との常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等が起こった場合に適切な相談やその他の必要な支援を行います	
都道府県地域生活支援事業		専門性の高い相談支援事業、市町村域を超えて広域的な支援が必要な事業、サービス提供者に対する研修事業等を実施します	

〔 児童福祉法に基づく支援の種類と内容 〕

分 類		サービスの種類	サービスの内容
障がい児支援	通所系	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います
		放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のため必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います
		保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います
		医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います
	入所系	障害児入所支援 (福祉型、医療型)	施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の指導、知識技能の付与及び治療を行います
相談支援	障害児相談支援	障害児通所支援を利用する前に利用計画を作成し(障害児支援利用援助) 通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障害児支援利用援助)等の支援を行います	

第4章 成果目標と活動指標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、平成29年度を目標年度とする成果目標を設定します。

また、成果目標を達成するため、国の基本指針に即して、障害福祉サービス等の見込量を活動指標として設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障がいのある人の地域生活への移行を進める観点から、地域生活移行者数の増加、施設入所者数の減少の目標値を設定します。

(地域生活移行とは)

入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点を共同生活援助、福祉ホーム、家庭復帰、単身生活等(公営住宅、アパート等)へ移したものをいう。

成果目標

(1) 地域生活移行者数の増加

平成25年度末時点における施設入所者数の10.0%の298人が平成29年度末までに地域生活へ移行する。

(2) 施設入所者数の減少

平成29年度末時点における施設入所者数を、平成25年度末時点から4.0%の120人減少する。

項目	数値	考え方
平成25年度末時点における入所者(A)	2,984人	平成26年3月31日の施設入所者数
目標年度入所者(B)	2,864人	平成29年度末時点の施設入所者数
【目標値】 減少見込(A-B)	120人 (4.0%)	差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	298人 (10.0%)	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

国の基本指針

平成25年度末時点における施設入所者数の12%以上が平成29年度末までに地域生活へ移行

平成29年度末時点における施設入所者数を、平成25年度末時点から4%以上削減

2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

精神障がいのある人を地域で支える環境を整備するため、入院後3か月時点の退院率、入院後1年時点の退院率及び長期在院者数の減少に関する目標値を設定します。

成果目標

(1) 入院後3か月時点の退院率の上昇

平成29年度における入院後3か月時点の退院率を64%以上とする。

(2) 入院後1年時点の退院率の上昇

平成29年度における入院後1年時点の退院率を91%以上とする。

(3) 在院期間1年以上の長期在院者数の減少

平成29年6月末時点における長期在院者数を平成24年6月末時点から18%以上減少する。

項目	数値	考え方
【目標値】目標年度における入院後3か月時点の退院率	64%	平成29年度において入院後3か月経過時点の退院率
【目標値】目標年度における入院後1年時点の退院率	91%	平成29年度において入院後1年経過時点の退院率
平成24年6月末時点の長期在院者の数	5,475人	平成24年6月末時点において入院期間が1年以上の長期在院者の数
【目標値】 目標年度における長期在院者数の減少率	18.0% (986人)	平成29年6月末時点において入院期間が1年以上の長期在院者数の平成24年6月末時点からの減少率

国の基本指針

平成29年度における入院後3か月時点の退院率を64%以上
平成29年度における入院後1年時点の退院率を91%以上
平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上減少

3 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における居住支援に求められる以下の機能を持った拠点等の整備に取り組みます。

〔 居住支援に求められる機能 〕

相談（地域移行、親元からの自立等）

体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）

緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）

専門性（人材の確保・養成、連携等）

地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

成果目標

平成 29 年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を、各障がい保健福祉圏域に少なくとも 1 つ（県内 11 か所）整備することを基本に、各市町村及び各圏域における協議会等の議論も踏まえ、広域的な見地から必要な支援を行う。

国の基本指針

市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、平成 29 年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも 1 つ整備することを基本

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定するとともに、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定します。

成果目標

（ 1 ）福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

平成 29 年度中に一般就労に移行する者の数を平成 24 年度実績（139 人）の 1.5 倍の 209 人とする。

（ 2 ）就労移行支援事業の利用者の増加

平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末の利用者（486 人）から 6 割以上増加し、778 人とする。

(3) 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

平成 29 年度末における就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 50%以上とする。

項目	数 値	考え方
平成 24 年度の一般就労移行者数	139 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【 目標値 】 目標年度の一般就労移行者数	209 人 (1.5 倍)	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者数	486 人	平成 25 年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【 目標値 】目標年度末の就労移行支援事業の利用者数	778 人 (1.6 倍)	平成 29 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
【 目標値 】目標年度末の就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所	50 %	平成 29 年度末において就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の割合

国の基本指針

平成 29 年度中に一般就労に移行する者の数を平成 24 年度実績の 2 倍以上
 平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末の利用者数から 6 割以上増加
 平成 29 年度末における就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上

活動指標

項目	数 値	考え方
就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数	209 人	平成 29 年度において、就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労移行者の数
公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設の利用者の支援件数	209 件	平成 29 年度において、福祉施設利用者のうち、公共職業安定所におけるチーム支援を受ける件数
障がい者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	18 人	平成 29 年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、委託訓練を受講する者の数

障害者トライアル雇用事業の開始者数	105 人	平成 29 年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、障害者トライアル雇用事業を開始する者の数
職場適応援助者による支援の対象者数	105 人	平成 29 年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、職場適応援助者による支援を受ける者の数
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	209 人	平成 29 年度において、福祉施設から一般就労に移行する全ての者が障害者就業・生活支援センターの支援対象者とした時の数

(4) 障がい者の就労支援に向けた取組み

工賃向上計画の策定・推進

県では、熊本県工賃向上 3 か年計画(平成 24 年度～平成 26 年度)等に基づき、商品力向上等による販路拡大、共同受発注体制の推進等に取り組んできました。

平成 27 年度以降も引き続き、工賃向上に関する計画を策定し、障がいのある方がその能力や適性に応じ、いきいきと働くことによって、地域で自立した生活を送ることができるよう、工賃水準の引上げに取り組めます。

[平均工賃月額]

年 度	熊本県工賃向上 3 か年計画 (H24 ~ H26)		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目 標 額	15,100 円	16,200 円	17,300 円
実 績 額	13,563 円	13,648 円	-

障がい者優先調達推進方針の策定・推進

県では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号)に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、発注の拡大に取り組んでいます。

障害者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面での自立を進めるため、毎年度、調達方針を策定し、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等からの優先調達に取り組めます。

第5章 障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び確保方策

1 障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

平成29年度までの各年度における障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとの必要な量の見込みについて、市町村障害福祉計画における数値を区域ごとに集計したものを基本として、県全域における必要な量の見込みを定めるとともに、見込量の確保のための方策を定めます。

《 訪問系サービス 》

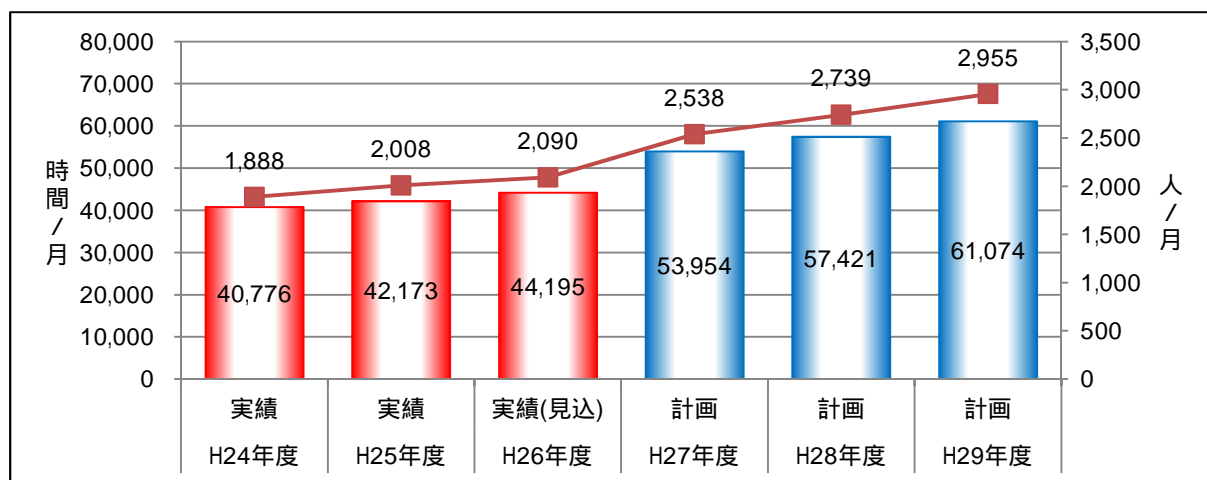
(1) 平成29年度までの各年度における必要な量の見込み

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

【 国の基本指針 】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

圏域	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	利用量見込み (時間/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (時間/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (時間/月)	利用者数見込み (人/月)
熊本	23,946	1,027	24,686	1,079	25,423	1,131
宇城	2,461	144	2,750	157	3,087	171
有明	5,687	264	6,258	290	6,845	319
鹿本	2,256	113	2,452	121	2,639	128
菊池	7,773	321	8,314	365	9,003	420
阿蘇	573	56	653	63	746	72
上益城	1,258	68	1,313	73	1,383	80
八代	1,549	151	1,642	160	1,732	168
芦北	2,525	86	2,704	97	3,153	110
球磨	3,061	139	3,329	150	3,562	158
天草	2,866	169	3,321	184	3,502	198
県全域	53,954	2,538	57,421	2,739	61,074	2,955



【 第 4 期計画における見込み 】

平成 26 年度実績（見込み）と比較し、平成 29 年度には、利用量約 1.38 倍、利用者数約 1.41 倍の見込み。

(2) 必要な見込量の確保のための方策

訪問系サービスについては、障がい者等が自宅において介護や家事等の日常生活上の支援や外出時の介助等必要な支援を受けつつ、自立した生活を送ることができるよう、市町村と連携して、障がい者等が必要とする在宅サービスの提供体制の整備を推進します。

また、多様化したニーズに適切に対応するため養成研修事業の実施などにより人材確保に努めるとともに、質の高いサービスを提供するための養成研修事業の充実を図ります。

《 日中活動系サービス 》

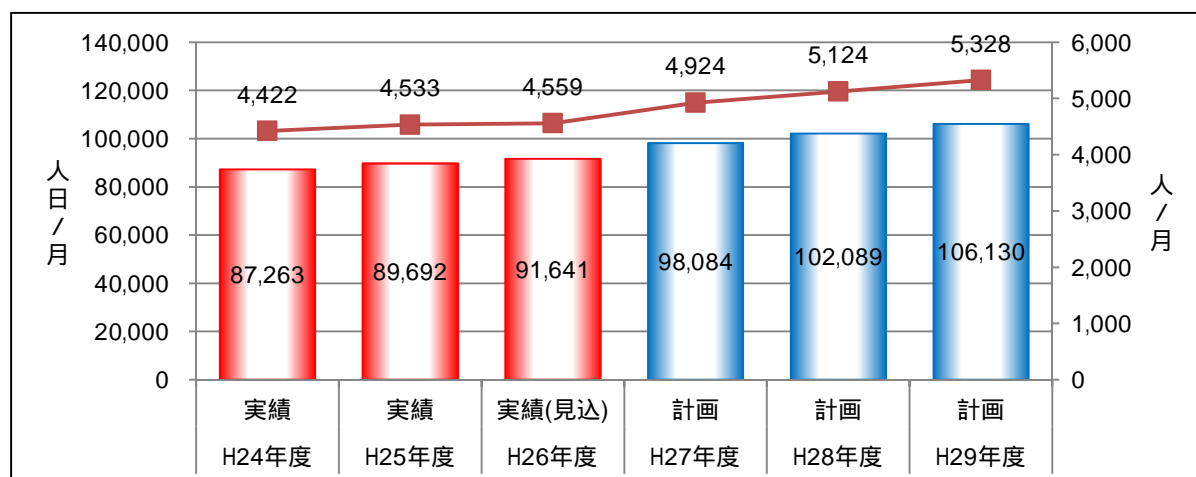
(1) 平成 29 年度までの各年度における必要な量の見込み

生活介護

【 国の基本指針 】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)
県全域	98,084	4,924	102,089	5,124	106,130	5,328



【 第 4 期計画における見込み 】

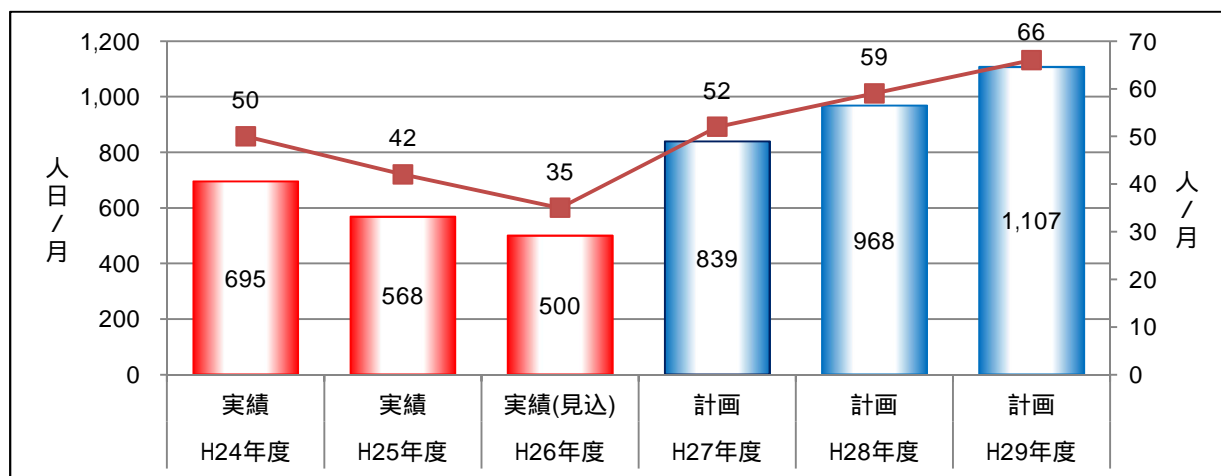
平成 26 年度実績（見込み）と比較し、平成 29 年度には、利用量約 1.16 倍、利用者数約 1.17 倍の見込み。

自立訓練（機能訓練）

【 国の基本指針 】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

圏 域	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)
熊 本	277	22	290	23	302	24
宇 城	52	3	74	4	109	5
有 明	127	6	127	6	127	6
鹿 本	40	3	43	4	45	5
菊 池	67	4	88	5	109	6
阿 蘇	20	1	20	1	42	2
上益城	58	3	80	4	80	4
八 代	64	3	90	4	115	5
芦 北	68	3	68	3	90	4
球 磨	0	0	0	0	0	0
天 草	66	4	88	5	88	5
県全域	839	52	968	59	1,107	66



【 第4期計画における見込み 】

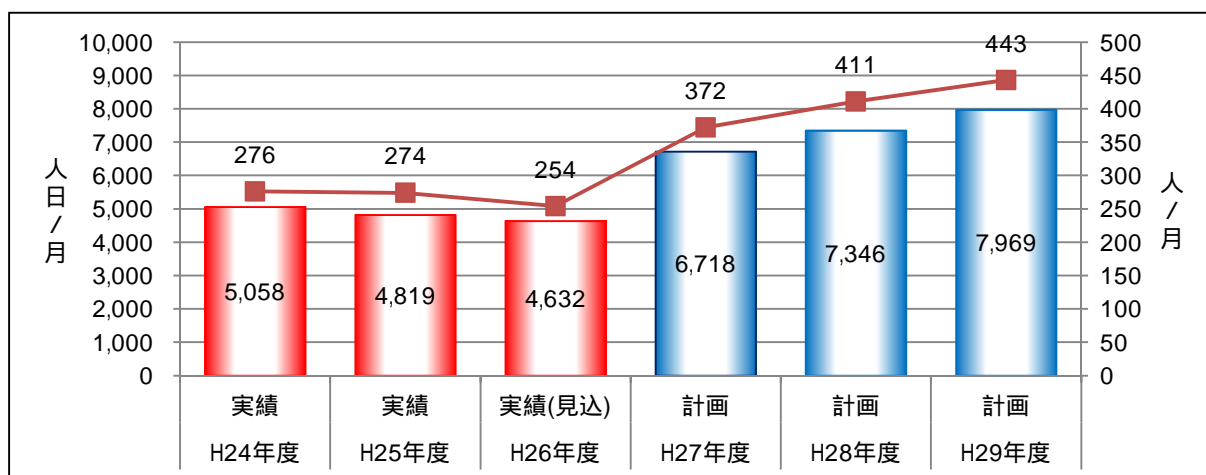
平成26年度実績（見込み）と比較し、平成29年度には、利用量約2.21倍、利用者数約1.89倍の見込み。

自立訓練（生活訓練）

【 国の基本指針 】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

圏 域	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	利用量見込み （人日/月）	利用者数見込み （人/月）	利用量見込み （人日/月）	利用者数見込み （人/月）	利用量見込み （人日/月）	利用者数見込み （人/月）
熊 本	1,726	82	1,868	89	2,009	96
宇 城	577	33	620	36	665	38
有 明	792	34	822	38	902	42
鹿 本	160	15	170	16	180	17
菊 池	660	44	760	50	861	55
阿 蘇	264	19	296	21	305	21
上益城	579	29	770	40	898	48
八 代	231	27	224	28	225	29
芦 北	321	16	366	18	410	20
球 磨	382	19	402	20	444	21
天 草	1,026	54	1,048	55	1,070	56
県全域	6,718	372	7,346	411	7,969	443



【 第 4 期計画における見込み 】

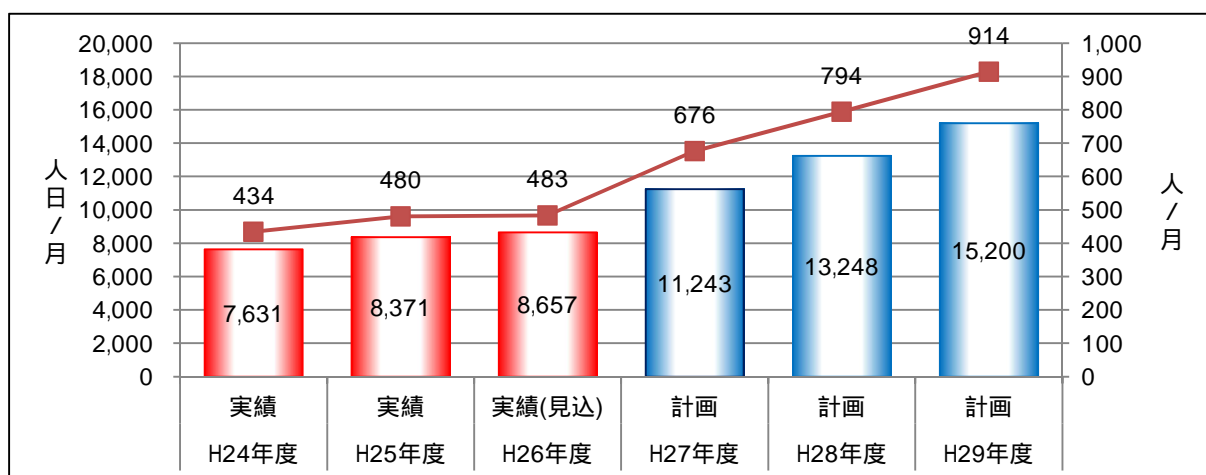
平成 26 年度実績（見込み）と比較し、平成 29 年度には、利用量約 1.72 倍、利用者数約 1.74 倍の見込み。

就労移行支援

【 国の基本指針 】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

圏 域	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)
熊 本	4,128	240	4,610	268	5,091	296
宇 城	602	39	814	53	1,089	72
有 明	891	50	995	55	1,108	62
鹿 本	210	30	220	35	230	41
菊 池	1,298	88	1,490	100	1,705	112
阿 蘇	255	17	255	17	289	20
上益城	731	37	964	48	1,048	52
八 代	839	51	863	53	880	54
芦 北	385	19	582	29	706	36
球 磨	1,330	78	1,667	99	2,174	128
天 草	574	27	788	37	880	41
県全域	11,243	676	13,248	794	15,200	914



【 第4期計画における見込み 】

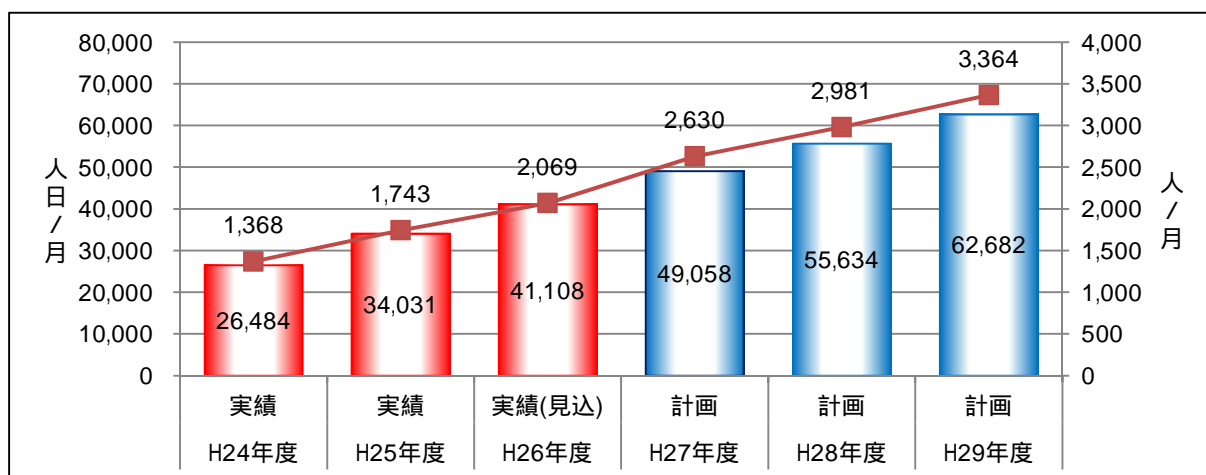
平成26年度実績(見込み)と比較し、平成29年度には、利用量約1.76倍、利用者数約1.89倍の見込み。

就労継続支援（A型）

【 国の基本指針 】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（A型）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

圏 域	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	利用量見込み （人日/月）	利用者数見込み （人/月）	利用量見込み （人日/月）	利用者数見込み （人/月）	利用量見込み （人日/月）	利用者数見込み （人/月）
熊 本	21,509	1,103	24,317	1,247	27,125	1,391
宇 城	3,686	190	3,986	203	4,264	217
有 明	4,311	253	5,418	315	6,886	397
鹿 本	1,800	135	1,880	140	1,970	150
菊 池	4,772	268	5,424	307	6,106	348
阿 蘇	1,418	79	1,589	89	1,681	94
上益城	1,852	101	2,142	118	2,445	136
八 代	4,362	231	4,806	257	5,328	285
芦 北	839	42	952	47	1,215	62
球 磨	2,216	119	2,475	133	2,780	148
天 草	2,293	109	2,645	125	2,882	136
県全域	49,058	2,630	55,634	2,981	62,682	3,364



【 第4期計画における見込み 】

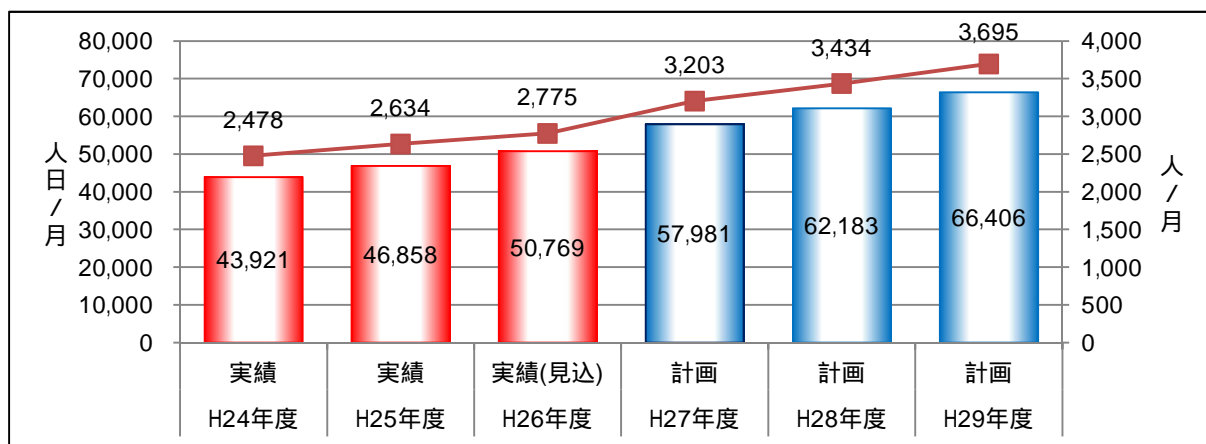
平成26年度実績（見込み）と比較し、平成29年度には、利用量約1.52倍、利用者数約1.63倍の見込み。

就労継続支援（B型）

【 国の基本指針 】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（B型）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

圏 域	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	利用量見込み （人日/月）	利用者数見込み （人/月）	利用量見込み （人日/月）	利用者数見込み （人/月）	利用量見込み （人日/月）	利用者数見込み （人/月）
熊 本	16,730	956	17,780	1,016	18,830	1,076
宇 城	3,316	193	3,659	213	4,018	259
有 明	4,480	262	5,063	294	5,561	322
鹿 本	1,550	105	1,620	110	1,750	120
菊 池	5,295	294	5,678	317	6,018	340
阿 蘇	2,353	129	2,458	134	2,586	141
上益城	3,859	199	4,061	210	4,263	221
八 代	4,355	259	4,510	271	4,704	282
芦 北	5,145	246	5,633	269	6,123	294
球 磨	5,004	268	5,248	281	5,501	294
天 草	5,894	292	6,473	319	7,052	346
県全域	57,981	3,203	62,183	3,434	66,406	3,695



【 第4期計画における見込み 】

平成26年度実績（見込み）と比較し、平成29年度には、利用量約1.31倍、利用者数約1.33倍の見込み。

療養介護

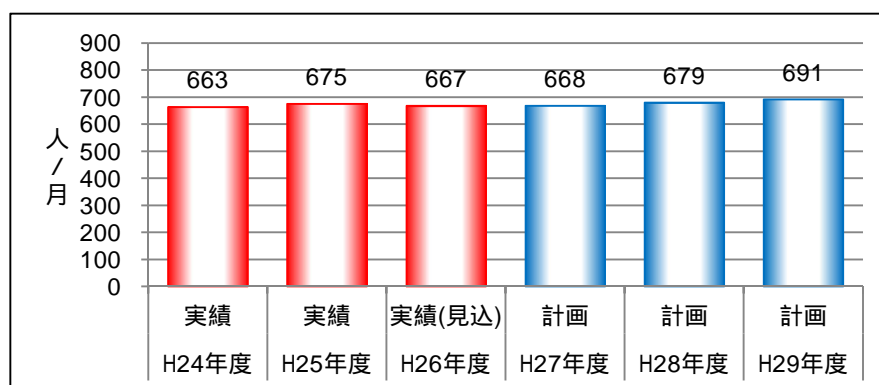
【 国の基本指針 】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【 第 4 期計画における見込み 】

平成 26 年度実績（見込み）と比較し、平成 29 年度には、利用者数約 1.04 倍の見込み。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	利用者数見込み (人/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人/月)
県全域	668	679	691



短期入所（福祉型、医療型）

【 国の基本指針 】

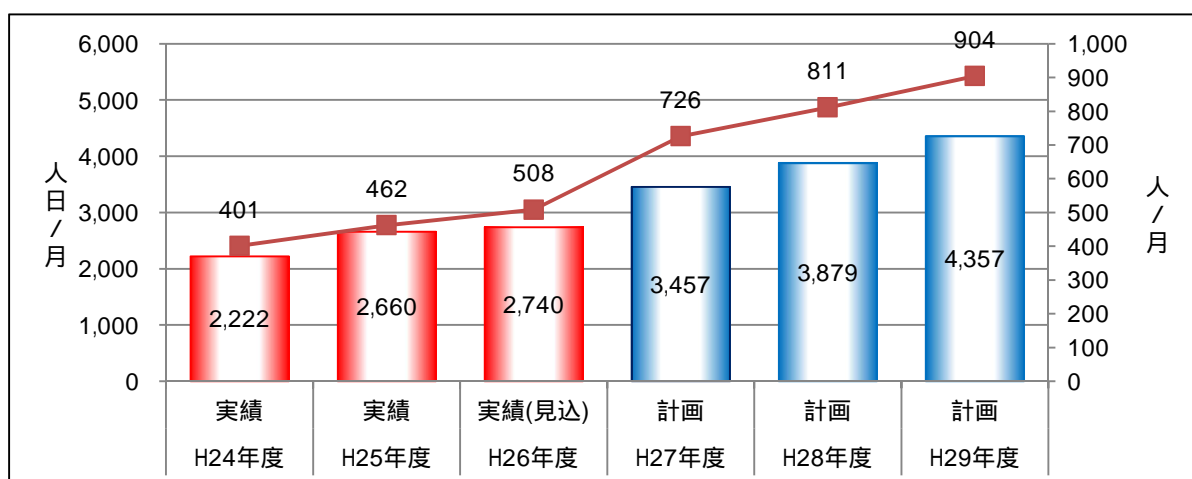
現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して利用者数及び量の見込みを設定する。

【 短期入所（福祉型） 】

圏 域	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)
熊 本	686	130	744	140	802	150
宇 城	182	34	222	41	266	48
有 明	345	76	382	83	423	90
鹿 本	90	13	100	15	110	18
菊 池	439	107	492	118	553	131
阿 蘇	148	48	170	53	191	57
上益城	127	26	159	32	190	39
八 代	130	32	146	36	163	40
芦 北	278	31	334	37	390	43
球 磨	140	30	171	37	219	47
天 草	330	50	353	54	367	56
県全域	2,895	577	3,273	646	3,674	719

【 短期入所（医療型） 】

圏 域	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	利用量見込み （人日/月）	利用者数見込み （人/月）	利用量見込み （人日/月）	利用者数見込み （人/月）	利用量見込み （人日/月）	利用者数見込み （人/月）
熊 本	216	90	240	100	264	110
宇 城	32	6	35	7	44	9
有 明	22	5	31	7	46	10
鹿 本	8	2	10	3	15	4
菊 池	21	9	23	10	25	10
阿 蘇	2	1	2	1	2	1
上益城	27	5	27	5	39	7
八 代	42	10	46	11	51	12
芦 北	58	7	58	7	58	7
球 磨	69	8	69	8	69	8
天 草	65	6	65	6	70	7
県全域	562	149	606	165	683	185



上記グラフは、福祉型、医療型含む。

【 第4期計画における見込み 】

平成26年度実績（見込み）と比較し、平成29年度には、利用量約1.59倍、利用者数約1.78倍の見込み。

(2) 必要な見込量の確保のための方策

日中活動系サービスについては、障がい者等が必要とする生活介護、短期入所(福祉型、医療型)などのサービスを受けることができるよう、必要な見込量に応じて、事業所の設置等の提供体制の整備を推進します。

《 居住系サービス 》

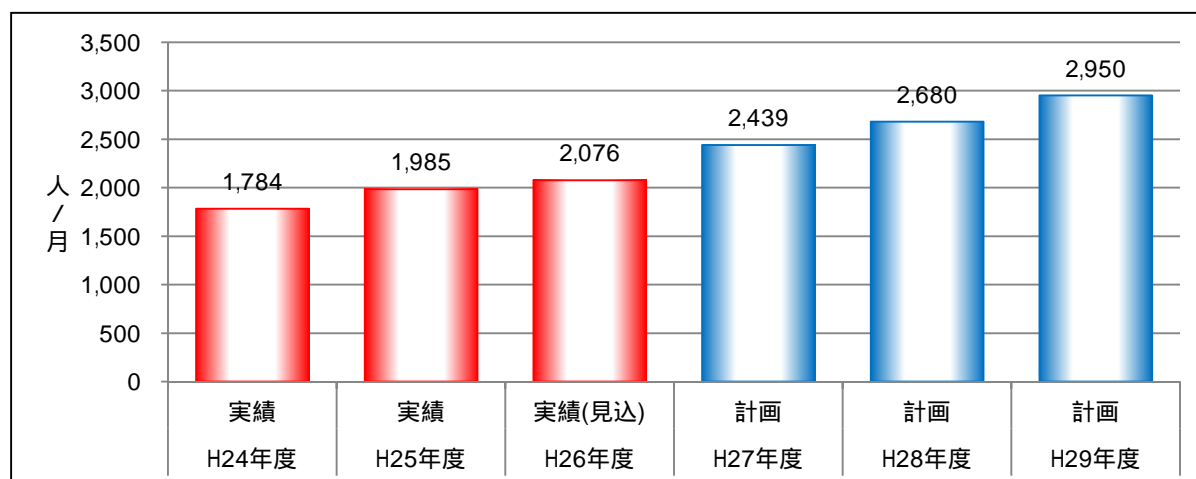
(1) 平成 29 年度までの各年度における必要な量の見込み

共同生活援助

【 国の基本指針 】

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

圏 域	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	利用者数見込み (人/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人/月)
熊 本	760	840	920
宇 城	153	180	209
有 明	223	248	269
鹿 本	120	130	140
菊 池	187	226	276
阿 蘇	182	189	197
上益城	140	156	164
八 代	222	232	244
芦 北	98	107	129
球 磨	148	156	165
天 草	206	216	237
県全域	2,439	2,680	2,950



【 第 4 期計画における見込み 】

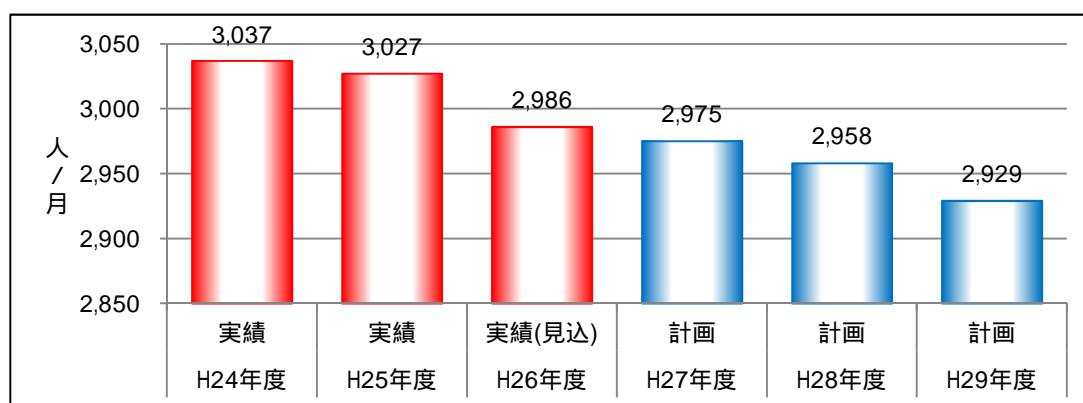
平成 26 年度実績 (見込み) と比較し、平成 29 年度には、利用者数約 1.42 倍の見込み。

施設入所支援

【 国の基本指針 】

平成 25 年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要なと判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	利用者数見込み (人/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人/月)
県全域	2,975	2,958	2,929



【 第 4 期計画における見込み 】

平成 26 年度実績（見込み）と比較し、平成 29 年度には、利用者数約 1.9%減少の見込み。

（ 2 ） 必要な見込量の確保のための方策

居住系サービスについては、地域での生活が可能になった施設入所者及び入院中の精神障がい者が地域生活に移行できるよう、グループホーム等の提供体制の整備を推進します。

（ 3 ） 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

指定障害者支援施設の必要入所定員総数は、平成 29 年度までの各年度における必要なサービス量を確保するとともに、地域における居住の場としてのグループホーム等の充実を図るなど、施設入所から地域生活への移行を進めることにより、入所定員総数の削減を見込みます。

	平成18年3月	熊本県障害福祉計画（第1期）	熊本県障がい福祉計画（第2期）	熊本県障がい福祉計画（第3期）	熊本県障がい福祉計画（第4期）		
		平成20年度	平成23年度	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
定員数	3,411 人	3,389 人	3,046 人	2,989 人	2,975 人	2,958 人	2,929 人
削減数（累計）	-	22 人	365 人	422 人	436 人	453 人	482 人

《 相談支援 》

(1) 平成 29 年度までの各年度における必要な量の見込み

計画相談支援

【 国の基本指針 】

障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

圏 域	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	利用者数見込み (人/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人/月)
熊 本	1,141	1,290	1,537
宇 城	93	112	130
有 明	281	308	328
鹿 本	46	50	55
菊 池	209	231	242
阿 蘇	58	61	65
上益城	85	88	91
八 代	160	167	175
芦 北	59	63	68
球 磨	65	77	78
天 草	197	205	207
県全域	2,394	2,652	2,976

地域移行支援

【 国の基本指針 】

施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

圏 域	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	利用者数見込み (人/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人/月)
熊 本	2	3	4
宇 城	4	7	9
有 明	5	5	5
鹿 本	5	8	10
菊 池	13	13	13
阿 蘇	4	6	9
上益城	5	6	7
八 代	2	2	2
芦 北	0	0	2
球 磨	12	13	18
天 草	7	7	8
県全域	59	70	87

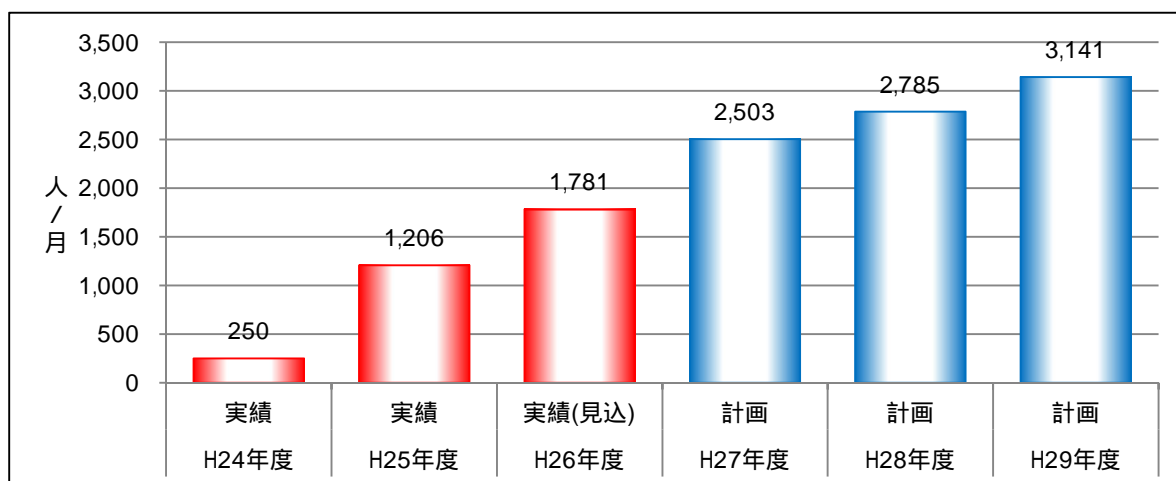
地域定着支援

【 国の基本指針 】

単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

圏 域	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	利用者数見込み (人/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人/月)
熊 本	2	3	4
宇 城	2	5	7
有 明	5	5	5
鹿 本	2	5	8
菊 池	10	10	10
阿 蘇	3	3	6
上益城	3	4	5
八 代	2	2	2
芦 北	0	0	2
球 磨	9	10	13
天 草	12	16	16
県全域	50	63	78

【 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援 】



【 第4期計画における見込み 】

平成26年度実績（見込み）と比較し、平成29年度には、利用者数約1.76倍の見込み。

(2) 必要な見込量の確保のための方策

相談支援については、指定障害福祉サービス等に係る人材の確保及び現任の相談支援専門員の資質向上を図ることにより、相談支援体制の充実強化を図ります。

2 障がい児支援等の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

平成 29 年度までの各年度における障がい児支援及び相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを定めるとともに、見込量の確保のための方策を定めます。

(1) 平成 29 年度までの各年度における必要な量の見込み

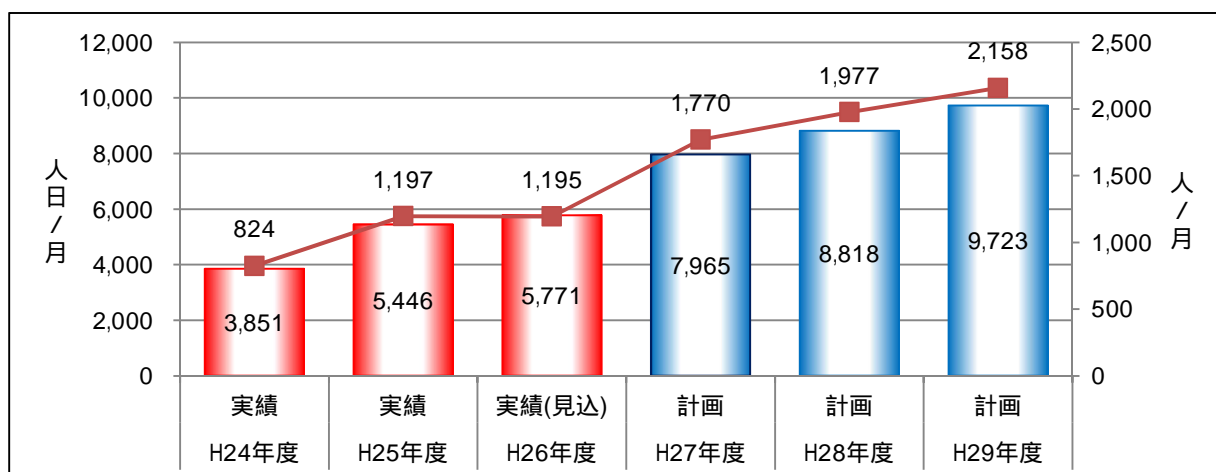
《 障害児通所支援 》

児童発達支援

【 国の基本指針 】

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

圏 域	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)
熊 本	3,567	615	3,915	675	4,263	735
宇 城	420	93	453	102	484	110
有 明	531	84	611	96	709	112
鹿 本	216	72	261	87	306	102
菊 池	852	287	1,017	351	1,201	393
阿 蘇	228	79	241	83	255	87
上益城	352	89	404	110	457	122
八 代	987	202	998	203	1,002	203
芦 北	173	27	252	37	352	49
球 磨	399	144	436	157	474	171
天 草	240	78	230	76	220	74
県全域	7,965	1,770	8,818	1,977	9,723	2,158



【 第 4 期計画における見込み 】

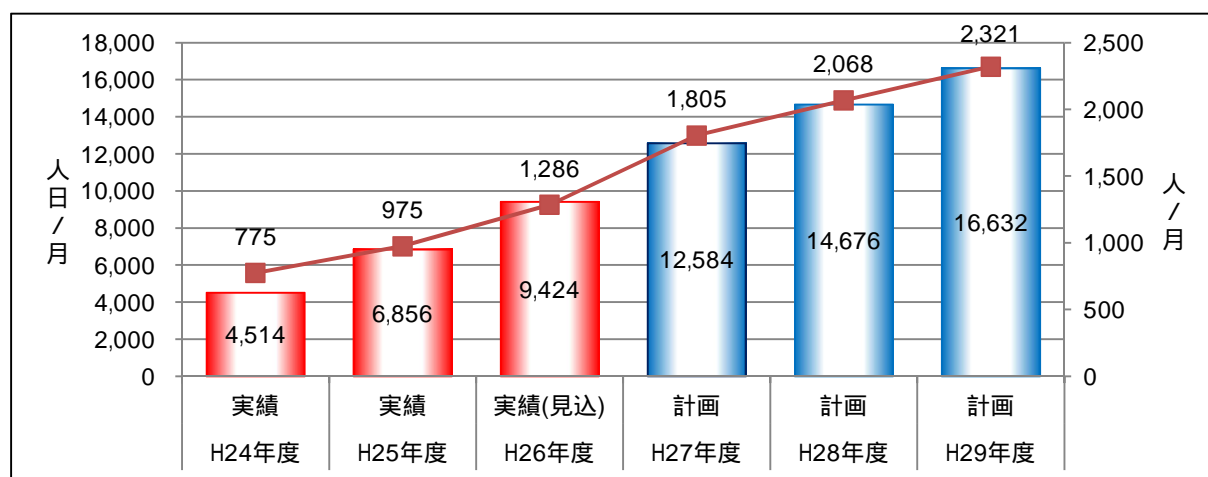
平成 26 年度実績（見込み）と比較し、平成 29 年度には、利用量約 1.68 倍、利用者数約 1.81 倍の見込み。

放課後等デイサービス

【 国の基本指針 】

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

圏 域	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)
熊 本	4,756	580	5,740	700	6,724	820
宇 城	463	73	504	82	543	89
有 明	1,664	215	1,867	239	2,052	262
鹿 本	160	40	200	50	240	60
菊 池	1,373	323	1,629	361	1,903	403
阿 蘇	458	81	514	87	571	92
上益城	127	35	258	49	340	60
八 代	1,502	253	1,633	271	1,759	289
芦 北	229	21	319	28	397	35
球 磨	1,087	111	1,187	121	1,268	129
天 草	765	73	825	80	835	82
県全域	12,584	1,805	14,676	2,068	16,632	2,321



【 第4期計画における見込み 】

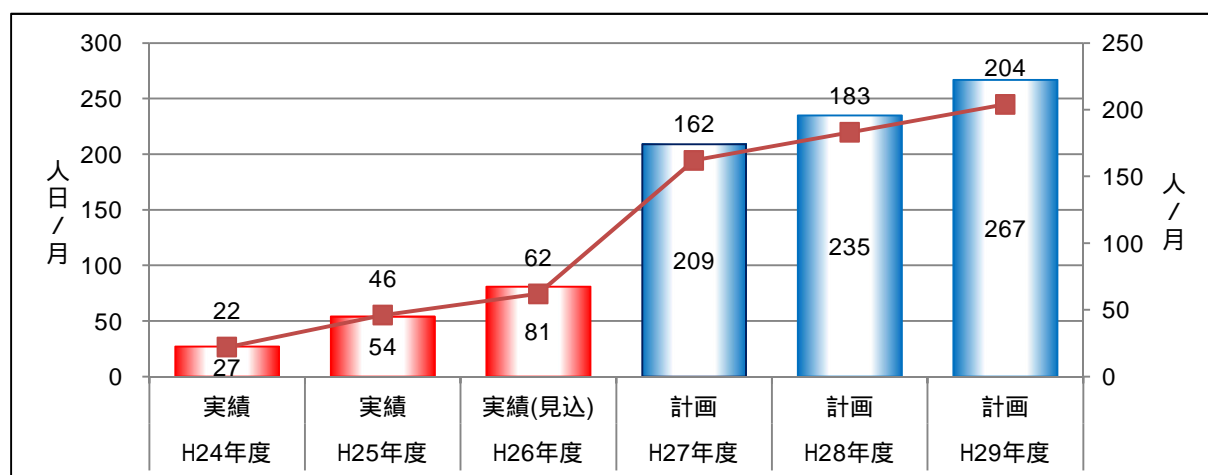
平成26年度実績(見込み)と比較し、平成29年度には、利用量約1.76倍、利用者数約1.80倍の見込み。

保育所等訪問支援

【 国の基本指針 】

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受入れ状況、入所施設から退所した後に保育所等訪問支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

圏 域	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)
熊 本	23	21	26	24	30	27
宇 城	17	10	23	12	31	14
有 明	10	7	10	7	10	7
鹿 本	0	0	0	0	0	0
菊 池	3	5	4	6	5	7
阿 蘇	98	69	103	73	108	78
上益城	9	9	12	12	13	13
八 代	17	15	22	19	28	24
芦 北	13	4	15	6	17	8
球 磨	16	20	16	21	21	23
天 草	3	2	4	3	4	3
県全域	209	162	235	183	267	204



【 第4期計画における見込み 】

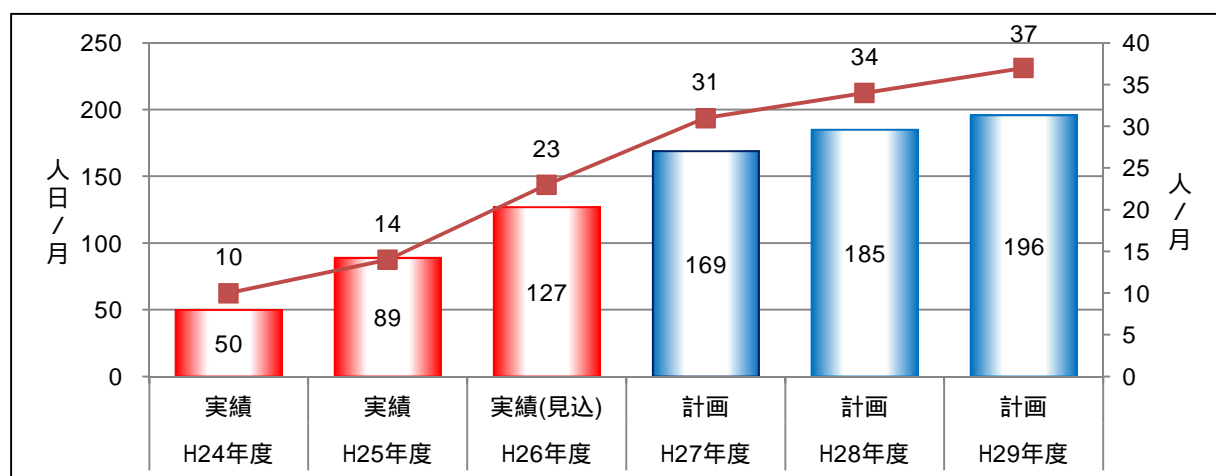
平成26年度実績(見込み)と比較し、平成29年度には、利用量約3.30倍、利用者数約3.29倍の見込み。

医療型児童発達支援

【 国の基本指針 】

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

圏 域	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人日/月)	利用者数見込み (人/月)
熊 本	14	3	19	4	24	5
宇 城	48	9	49	10	50	11
有 明	25	2	25	2	25	2
鹿 本	0	0	0	0	0	0
菊 池	12	3	12	3	12	3
阿 蘇	0	0	0	0	0	0
上益城	15	2	25	3	25	3
八 代	10	2	10	2	10	2
芦 北	10	1	10	1	15	2
球 磨	3	3	3	3	3	3
天 草	32	6	32	6	32	6
県全域	169	31	185	34	196	37



【 第 4 期計画における見込み 】

平成 26 年度実績（見込み）と比較し、平成 29 年度には、利用量約 1.54 倍、利用者数約 1.61 倍の見込み。

《 障害児入所支援 》

、 福祉型児童入所支援、医療型児童入所支援

【 国の基本指針 】

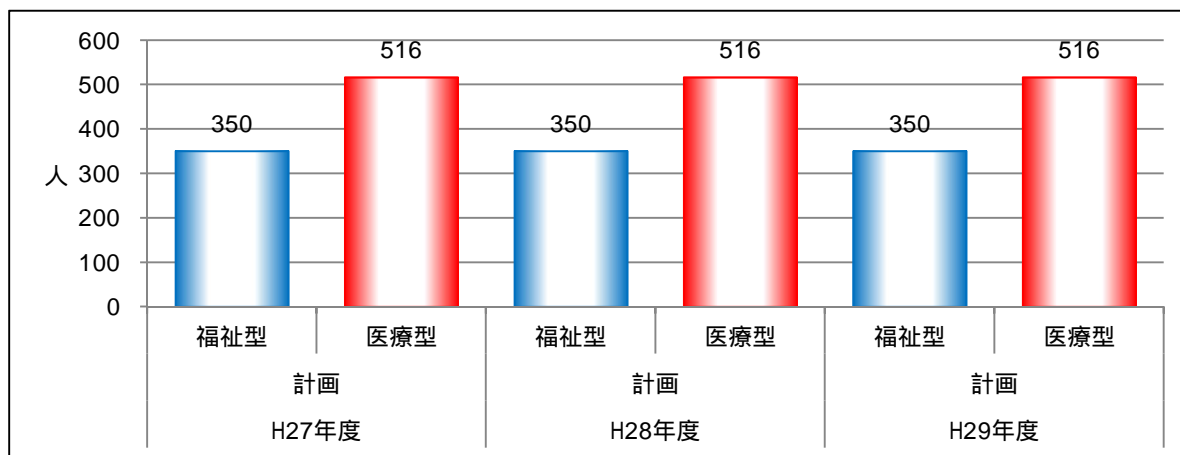
地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

【 福祉型児童入所支援 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	利用者数見込み (人/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人/月)
県全域	350	350	350

【 医療型児童入所支援 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	利用者数見込み (人/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人/月)
県全域	516	516	516



《 障害児相談支援 》

障害児相談支援

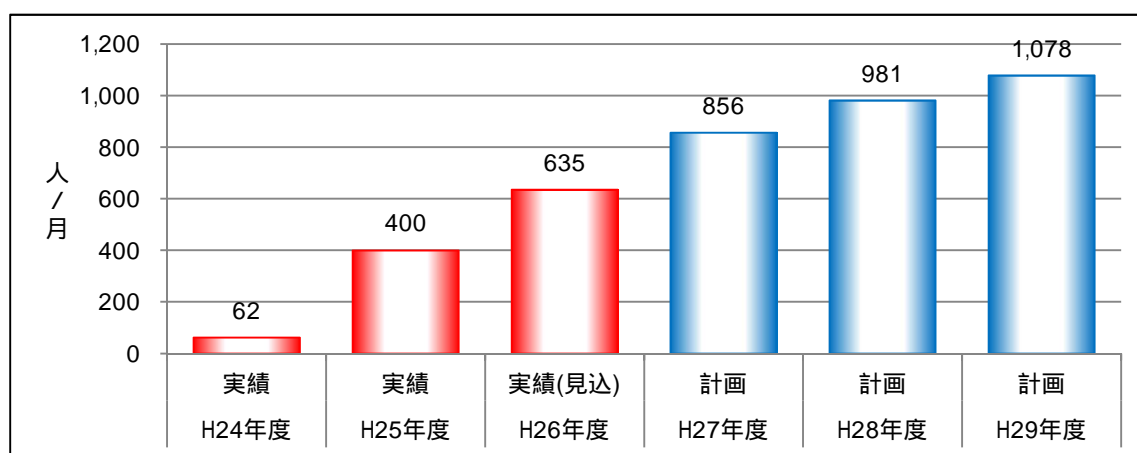
【 国の基本指針 】

障害児通所支援の利用児童数等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

【 第4期計画における見込み 】

平成26年度実績（見込み）と比較し、平成29年度には、利用者数約1.70倍の見込み。

圏域	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	利用者数見込み (人/月)	利用者数見込み (人/月)	利用量見込み (人/月)
熊本	422	482	502
宇城	18	32	47
有明	65	73	82
鹿本	9	11	14
菊池	123	129	135
阿蘇	22	22	23
上益城	6	7	10
八代	104	119	143
芦北	23	34	45
球磨	13	13	15
天草	51	59	62
県全域	856	981	1,078



(2) 必要な見込量の確保のための方策

未就学児に対しては、通所利用の障がいのある子どもへの支援だけでなく、家族を対象とした支援や、保育所等に通う子どもに対し、施設を訪問して支援するなど、地域の身近な支援の窓口として対応できるよう、事業所の設置について、適切な助言・指導を行います。

就学児に対しては、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを促進します。

また、学校と放課後等デイサービスの一貫性が必要なことから、学校と事業所の連携・協働による体制整備を支援します。

第6章 障害福祉サービス等の従事者の確保及び資質の向上並びにサービスの質の向上

1 基本的な考え方

障害福祉サービス等の提供に当たって基本となるのは人材であり、サービスの質の向上のためには、サービスの提供を担う人材の確保及び資質の向上が重要です。

サービスの提供に係る専門職員であるサービス管理責任者及び相談支援専門員を養成するための研修を計画的に実施し、事業所に必要な人材の確保を図ります。

また、障害支援区分認定調査員や市町村審査委員会委員等への研修を実施することにより、障害福祉サービスの適正な支給決定が確保されるよう努めるとともに、事業者から提供されるサービスについて、適切な第三者評価が実施できるよう、提供体制の充実を図り、その活用を支援します。

あわせて、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）を踏まえ、熊本県障がい者権利擁護センターを中心として、障害者虐待の防止、権利擁護の取組みを推進します。

2 実施する事業の内容

(1) サービスの提供に係る人材の育成

サービス管理責任者研修

ア サービス管理責任者研修

サービス管理責任者は、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、個別支援計画を作成し、サービス内容の評価等に関する責任を担う重要な職種と位置付けられています。

障害福祉サービスを実施する事業所には、訪問系サービス及び短期入所を除き、原則としてサービス管理責任者を配置することが義務付けられています。

事業所の状況に合わせて、必要なサービス管理責任者の数を確保するため、養成研修を計画的に実施します。

イ サービス管理責任者指導者養成研修

サービス管理責任者研修の実施にあたり、必要な指導者を確保するため、県内の指定障害福祉サービス事業所の職員等の中から指導者としてふさわしい知識と経験を有する者を国が実施する指導者養成研修に計画的に派遣することにより、指導者養成に努めます。

相談支援従事者研修

ア 相談支援従事者初任者研修

障がい者の地域生活を実現するためには、必要な障害福祉サービスの基盤の整備とあわせて、相談支援体制の充実を図ることが不可欠です。

相談支援専門員は、障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等を検討し、サービス等利用計画を作成します。

地域における相談支援事業の担い手となる相談支援専門員の数を確保するため、初任者研修を計画的に実施します。

イ 相談支援従事者現任研修

相談支援専門員は、その資質向上のため概ね5年ごとに現任研修を受講することが義務付けられています。また、地域で暮らす障がい者に対して常に最新の福祉サービス等の情報提供と的確な支援が求められます。

このことから、現任者に対する研修を計画的に実施することにより、相談支援専門員の資質向上に努めます。

ウ 相談支援従事者専門コース別研修

相談支援専門員の現任者の資質の向上のため、平成23年度から新たに専門コース別研修（障がい児支援、権利擁護、地域移行など）が創設されました。この研修を計画的に実施することにより、相談支援専門員の更なる資質向上に努めます。

エ 相談支援従事者指導者養成研修

相談支援従事者研修の実施にあたり、必要な指導者を確保するため、県内の相談支援専門員の中から指導者にふさわしい知識と経験を有する者を、国が実施する指導者養成研修に計画的に派遣することにより、指導者養成に努めます。

障害支援区分認定調査員等研修

ア 認定調査員研修

認定調査員は、市町村が実施する障害支援区分認定を適正に行うために極めて重要な役割を担っています。

多様な障がい特性を理解し、公平、公正かつ適切な調査を実施するために必要な知識、技能を習得できるよう、認定調査員研修を計画的に実施します。

イ 市町村審査会委員研修

市町村審査会委員は、市町村等が設置する市町村審査会において二次判定を行う役割を担っています。公平、公正かつ適正な二次判定が行われるよう、審査技術等向上のための研修を計画的に実施します。

ウ 医師研修

主治医等は、市町村審査会において二次判定の重要な資料となる医師意見書を記載します。県医師会等の協力のもと、意見書の記載方法等の周知を図るための研修を計画的に実施します。

その他の研修

ア 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（特定の者対象）

居宅及び障害者支援施設等において、利用者に必要なケアを安全に提供できるよう、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成するための研修を計画的に実施します。

イ 強度行動障がい支援者養成研修

生活環境への著しい不適応行動を頻回に示す強度行動障がいを有する人に対して、障がい特性の理解に基づく適切な支援を行う職員の人材育成を目的とした研修を実施します。

(2) 障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

利用者の立場に立って質の高い福祉サービスを提供するためには、事業者自らが運営方法やサービスの提供体制における課題を把握し、改善を行うことが重要です。

その方法の一つとして、公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場からサービスを評価する「福祉サービス第三者評価制度」が設けられています。福祉サービス第三者評価制度を積極的に活用し、良質かつ適切なサービスの提供が行われるよう、提供体制の充実を図ります。

(3) 障がい者等に対する虐待の防止、権利擁護の取組み

「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」に基づく取組み

県では、障がいを理由とする差別をなくし、全ての県民が障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる共生社会(共に生きる熊本)の実現を目指し、平成23年7月に、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例(平成23年条例第32号)を制定しました(平成24年4月1日全面施行)。

この条例により、障がいを理由とする不利益な取扱いや合理的配慮の問題について、専門の相談員と第三者機関が解決を図るほか、障がいのある人に対する理解を深めるための取組みを推進しています。

共生社会の実現には、障がいのある人に対する県民の理解が不可欠であるため、今後も引き続き、条例や平成28年4月から施行される障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)の内容について、周知・啓発に取り組めます。

障がい者等に対する虐待の防止に向けた取組み

障がい者に対する虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的として、平成24年10月に障害者虐待防止法が施行されました。

障害者虐待防止法の施行に併せて、熊本県障がい者権利擁護センターを設置し、市町村の障害者虐待防止センターと連携を図りながら、障がい者等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等の取組みを進めています。

また、障害者虐待の防止や虐待を受けた障がい者や養護者の支援を適切に行うため、医師会や弁護士会等の専門家や施設・当事者団体、行政を構成機関とする熊本県障害者虐待防止連絡会議を設置(平成24年7月)し、定期的な検証を行うとともに、相互の連携強化に取り組んでいます。

今後さらに、高齢者や児童の虐待防止に対する取組みと連携を図りながら、虐待防止、権利擁護に向けた体制の構築に努めます。

成年後見制度の利用促進に向けた取組み

障がいのある人の権利を擁護し、適切な医療、介護、福祉サービスなどを受けられるよう、市町村とも連携し、成年後見制度の利用促進を図る必要があります。

そのため、高齢者支援部局(認知症などで判断能力が十分でない方への支援)とも連携し、市町村等職員の理解促進に向けた取組みや県民への周知啓発を行うことにより、成年後見制度の利用促進に向けて取り組めます。

第7章 障がい児施策の充実等

1 基本的な考え方

障がい児支援については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援を確保するとともに、共生社会の形成促進の観点から、教育・保育等とも連携を図ったうえで、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

2 具体的施策

（1）地域の療育支援体制の整備等

こども総合療育センターを拠点とした地域の療育関係機関への支援

こども総合療育センターを障がいのある子どもの療育拠点施設として位置づけ、引き続き地域の療育関係機関への助言や指導等を行うことで、障がいのある子どもが身近な地域において必要な時に適切な療育を受けられるよう、療育環境の整備を進めます。

地域の療育関係機関による支援

地域の療育支援体制を充実するため、地域療育の中核的な支援機関として二次圏域ごとに設置されている「地域療育センター」が障がい児通所支援事業所や市町村といった一次圏域の療育関係機関に対して効果的に適切な療育の支援を行います。

また、二次圏域内の療育関係機関を構成メンバーとする「地域療育ネットワーク会議」において、二次圏域内の障がいのある子どもの状況や地域療育の課題について情報交換を行うとともに、対策の検討を行うことで地域療育支援の充実を図ります。

障害福祉サービス利用のための環境づくり

障がいのある子どもの障害福祉サービスについては、必要なサービス利用量を見込み、その実現に向けた提供体制の確保を図ります。また、喀痰（かくたん）吸引研修や強度行動障がい支援者養成研修等を実施することにより、従事者の質の向上を図っていきます。

さらに、障がいのある子どもが身近な地域で療育が受けられるよう、必要なサービス利用量を把握するとともに、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの障がい児通所支援の充実及び質の向上を図ります。

認定こども園、幼稚園、保育所における障がいのある子どもの受入体制の充実

認定こども園、幼稚園、保育所における障がいのある子どもの受入人数は増加しています。

各施設において受け入れた障がいのある子どもに対する対応が十分にできるよう、受入体制の整備への支援を行います。

在宅の重症心身障がい児の日中活動の場の確保

心身に重度重複の障がいのある在宅の重症心身障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、市町村が実施する日中一時支援事業等を支援します。

夏休みや放課後の地域における障がいのある子どもの受入体制の充実

障がいのある子どもの日中における活動の場を確保し、障がいのある子どもの家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息が図られるよう、市町村が実施する日中一時支援事業を支援します。

また、日中一時支援事業所において、医療的ケアが必要な重度の障がいのある子どもの預かりが促進されるよう市町村を支援します。

(2) 発達障がいに関する支援

発達障がいに関する普及啓発の充実等

発達障がいに関する理解を広く県民に普及啓発するため、熊本市や発達障がい者支援センターと連携して講演会や事例検討会を開催し、具体的な支援の方法等について参加者に有益な情報を提供するとともに、県発達障がい者支援センターと連携して、県民に配布する啓発パンフレット等を作成するほか、発達障がいのある子どもやその家族への支援に関する各種情報を県や市町村のホームページ等を活用して周知します。

また、市町村が行う乳幼児健康診査等において、保護者向けの啓発リーフレット等を活用し、早期の気づきと早期支援の充実を図ります。

さらに、発達障がいのある子どもの子育て支援のために、保護者に対して子どもとの関わりを楽にするペアレントトレーニングなど、保護者の不安が軽減される知識や技術的手法についての情報提供に一層努めます。

発達障がいに関する医療体制の充実等

熊本大学医学部附属病院内に設置した「発達障がい医療センター」に専任医師及び精神保健福祉士を配置し、医師等を対象とした症例検討会の開催や発達障がいを診療できる医師を養成する研修プログラムの開発を行い、地域において発達障がいの診療ができる医師を確保する取組みを進めます。

この他、発達障がいの診療スキルの向上を目指す医師が、全国の先進的な医療機関等で研修を受けることができる派遣事業を行います。

発達障がいに関する相談支援体制の充実等

県の施策を効果的に実施するため、北部発達障がい者支援センター「わっふる」と南部発達障がい者支援センター「わるつ」が連携して相談支援や普及啓発の各事業を実施するとともに、熊本市発達障がい者支援センター「みなわ」とも連携して取り組むことで、県下全域において発達障がいのある子どものライフステージに沿った総合的な支援の充実を図ります。

また、発達障がいのある子どもやその疑いのある子どもとその保護者、保育士、教員等といった関係者が必要な時期に適切な支援が受けられるように、こども総合療育センターや南北2か所の県発達障がい者支援センターが、県内10か所の地域療育センターや児童発達支援センター等と連携して支援するとともに、その役割を分担することで、一次圏域、二次圏域、三次圏域の各支援機関による重層的かつ効果的な支援体制の充実を図ります。

第 8 章 地域生活支援事業の実施

1 事業の実施に関する考え方

地域生活支援事業は、障がい者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

市町村では、障がい者等の自立した地域生活を支援するため、市町村地域生活支援事業として、相談支援事業、日常生活用具の給付等事業、成年後見制度利用支援事業、地域活動支援センター等を実施しています。

これらの市町村地域生活支援事業に加えて、県においては、専門性の高い相談支援事業や市町村域を超えて広域的な支援が必要な事業等について、熊本県地域生活支援事業として実施します。

2 実施する県地域生活支援事業の内容

(1) 専門性の高い相談支援事業

事業名	事業の内容
北部発達障がい者支援センター事業 南部発達障がい者支援センター事業	自閉症等の発達障がいに対する基幹的な相談支援機関として、発達障害者支援法第 14 条に基づき、発達障がい者支援センターを設置運営することにより、発達障がい児・者やその家族に対する相談支援、発達支援、就労支援や、関係機関等からの要請に応じた普及啓発及び研修等を行います。
高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業	高次脳機能障害者支援センター（熊本大学附属病院神経精神科）を設置し、専門的な相談支援のほか、高次脳機能障がいに関する普及啓発や研修事業を行います。
地域療育総合推進事業	在宅障がい児等の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談支援等が受けられる療育体制を充実し福祉の向上を図ります。
ア 地域療育センター事業	障がい保健福祉圏域内の療育の中核機関となる地域療育センターにおいて市町村が実施する療育事業に係る費用を補助します。
イ 障がい児等療育支援事業	（難聴児支援分） 難聴児に対する療育の向上を図るため、障がい児施設機能を活用した専門的な療育支援を行います。 （発達障がい等支援分） 発達障がい児に対して、障がい児施設機能を活用した専門的な療育支援を行います。

ウ 地域療育ネットワーク推進事業	障がい保健福祉圏域内の療育関係機関を構成員とする「地域療育ネットワーク会議」を各圏域ごとに設け、圏域内の療育関係者の連携強化を図るとともに、障がい児の状況や地域療育の課題を検討します。
障害者就業・生活支援センター事業	就業及びそれに伴う生活上の支援を必要とする障がい者に対し、地域の関係機関との連携の下、就業に関する相談・助言、職場準備訓練等のあっせん、職場定着支援等の就業支援及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行います。

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

事業名	事業の内容
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	身体障がい者福祉の概要や手話通訳に必要な手話表現技術及び基本技術等を習得した手話通訳者、要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者の養成研修を行います。
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者通訳・介助員の養成研修を行います。

(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

事業名	事業の内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者の自立と社会参加を図るため、市町村域を超える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村での対応が困難な派遣等を可能とするため、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

事業名	事業の内容
意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	市町村域を超えた広域的な派遣を円滑に実施するため、市町村間では派遣調整ができない場合に、県が市町村間の派遣調整を行います。

(5) 広域的な支援事業

事業名	事業の内容
精神障がい者地域生活支援 広域調整等事業	精神障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むため、事故・災害等発生時に必要な緊急対応を目的として災害派遣精神医療チーム体制整備事業を行います。

(6) サービス・相談支援者、指導者育成事業

事業名	事業の内容
ア 障害支援区分認定調査員等 研修事業	市町村が実施する障害支援区分認定が適切に行われるよう、認定に関わる職員等に対し、次の研修を実施します。 (1) 障害支援区分認定調査員研修 (2) 市町村審査会委員研修 (3) 医師研修
イ 相談支援従事者研修事業	相談支援専門員の養成及び資質向上を図るため、次の研修を実施します。 (1) 相談支援従事者初任者研修 (2) 相談支援従事者現任研修 (3) 相談支援従事者専門コース別研修
ウ サービス管理責任者研修事業	障害福祉サービスの提供にあたって、利用者一人ひとりの個別支援計画の作成や、施設・事業所においてサービスの内容や質の管理を行うサービス管理責任者の養成のため、研修を実施します。
エ 強度行動障がい支援者養成 研修事業	強度行動障がいを有する人に対して、適切な支援を行う職員を育成するため、研修を実施します。
オ 身体障がい者・知的障がい者 相談員活動強化事業	市町村が委託する身体障がい者・知的障がい者相談員が、障がい者の人権や財産に対する侵害事案等の防止・早期発見と関係機関等への情報提供を行えるよう、また、日常的相談援助活動のためのネットワークを形成するなど、地域で生活している障がい者を支援できるよう、相談対応能力の向上と相談員間の連携を図る研修を実施します。
カ 音声機能障がい者発声訓練 指導者養成事業	疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した音声機能障がい者に対して、発声訓練を行う指導者を養成します。
キ 精神障がい関係従事者養成 研修事業	精神医療等に従事する者等の専門的な能力の向上及び人材育成を図るため、研修を実施します。

(7) 任意事業

日常生活支援

事業名	事業の内容
ア オストメイト社会適応訓練事業	ストマ用装具を装着している人に対して、装具の使用方法などについて訓練します。 また、社会生活に必要な基本的な事項について相談に応じます。
イ 音声機能障がい者発声訓練事業	疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した音声機能障がい者に対して、発声訓練を行います。
ウ 発達障がい者支援体制整備	発達障がい児・者について、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援体制の整備を図ります。
エ 視覚障がい者生活訓練事業	視覚障がい者に対し、日常生活を営む上で必要とされる諸能力について訓練や指導を行います。

社会参加支援

事業名	事業の内容
ア 手話通訳者設置	手話通訳者を県庁に設置することで、聴覚障がい者等が来庁される際のコミュニケーションの円滑化を図ります。
イ 字幕入り映像ライブラリーの提供	字幕又は手話を挿入した映像ソフトを制作し、聴覚障がい者に貸し出しをすることで、日常生活上の便宜を図ります。
ウ 点字による即時情報ネットワーク	社会福祉法人日本盲人会連合が提供する毎日の新しい情報について、県点字図書館が点字物や音声による情報提供を行うことにより、日常生活上の便宜を図ります。
エ 障がい者社会参加推進センター運営	障がい者の社会参加を促進し、地域における自立生活と社会参加を促進するため、障がい者社会参加推進センターを設置・運営します。
オ 点訳・朗読（音訳）奉仕員養成研修	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成します。
エ スポーツ・レクリエーション教室開催	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者等の交流等を深めるとともに、障がい者スポーツの普及促進のため、以下の大会等を開催します。 (1) 障がい者スポーツ大会 (2) 精神障がい者スポレク大会 (3) 身体障がい者スポーツ教室開催 (4) レクリエーション教室開催

オ 文化芸術活動振興	精神障がい者の創作意欲を助長するとともに、文化芸術活動を振興するため、精神障がい者作品展を開催します。
カ その他社会参加支援	障がいや障がい者等への理解促進を図るため、ハートウィークや精神保健福祉大会、精神障がい者家族教室等を開催します。 (1) ハートウィーク開催 (2) 精神保健福祉大会 (3) 精神障がい者家族教室開催 (4) 地域精神保健福祉普及啓発

権利擁護支援

事業名	事業の内容
ア 成年後見制度普及啓発	知的障がいや精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々を保護し支援する成年後見制度について、広く周知啓発を行うことにより、障がい者等の権利擁護を図ります。
イ 障害者虐待防止対策支援	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、適切な支援を行うため、関係機関との連携強化や研修、普及啓発等を実施します。

就業・就労支援

事業名	事業の内容
ア 障害者就業・生活支援センター体制強化	障害者就業・生活支援センターの体制強化を図り、関係機関と連携した就労支援に取り組みます。

3 各事業の見込量の確保のための方策

これまで実施してきた相談支援、人材育成、社会参加の促進などに係る各種の事業をもとに、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を実施します。

事業の実施にあたっては、障がい者等のニーズを十分に踏まえたうえで、事業の全部又は一部を社会福祉法人や専門性を有する団体に委託するなどして実施し、見込量の確保を図ります。

また、必須事業が未実施の市町村に対しては、それぞれの市町村の地理的特性や特徴に配慮したうえで、実施に向けた働きかけに努めることとします。

熊本県地域生活支援事業（平成27～29年度）の見込量

(1) 専門性の高い相談支援事業

事業名			熊本県障がい福祉計画(第4期)		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
北部発達障がい者支援センター事業 南部発達障がい者支援センター事業	見込み	箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
		相談等件数	3,000件	3,100件	3,200件
高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業	見込み	箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
		利用者数	1,000人	1,000人	1,000人
地域療育総合推進事業	見込み				
(1) 地域療育センター事業		箇所数	10箇所	10箇所	10箇所
(2) 障がい児等療育支援事業 (難聴児支援分、発達障がい等支援分)		箇所数	5箇所	5箇所	5箇所
(3) 地域療育ネットワーク推進事業		箇所数	10箇所	10箇所	10箇所
障害者就業・生活支援センター事業	見込み	箇所数	6箇所	6箇所	6箇所
		登録者数	2,060人	2,150人	2,240人

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

事業名			熊本県障がい福祉計画(第4期)		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	見込み	修了者数	44人	44人	44人
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	見込み	修了者数	10人	10人	10人

(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

事業名			熊本県障がい福祉計画(第4期)		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	見込み	件数	7件	7件	7件
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	見込み	件数	180件	180件	180件

(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

事業名			熊本県障がい福祉計画(第4期)		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	見込み	有・無	有	有	有

(5) 広域的な支援事業

事業名			熊本県障がい福祉計画(第4期)		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
精神障がい者地域生活支援広域調整等事業	見込み				
災害派遣精神医療チーム体制整備事業		運営委員会開催数	1回	1回	1回

(6) サービス・相談支援者、指導者育成事業

事業名			熊本県障がい福祉計画(第4期)			
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	
ア	障害支援区分認定調査員等研修事業	見込み	人数	160人	160人	160人
	(1) 障害支援区分認定調査員研修		人数	20人	20人	20人
	(2) 市町村審査会委員研修		人数	30人	30人	30人
	(3) 医師研修		人数	100人	100人	100人
イ	相談支援従事者研修事業	見込み	人数	50人	50人	50人
	(1) 相談支援従事者初任者研修		人数	50人	50人	50人
	(2) 相談支援従事者現任者研修		人数	50人	50人	50人
	(3) 相談支援従事者専門コース別研修		人数	400人	400人	400人
ウ	サービス管理責任者研修事業	見込み	人数	60人	60人	60人
エ	強度行動障がい支援者養成研修事業	見込み	人数	415人	415人	415人
オ	身体障がい者・知的障がい者相談員活動強化事業	見込み	人数	7人	7人	7人
カ	音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業	見込み	人数	115人	115人	115人
キ	精神障がい関係従事者養成研修事業	見込み	人数			

(7) 任意事業

日常生活支援

事業名			熊本県障がい福祉計画(第4期)			
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	
ア	オストメイト社会適応訓練事業	見込み	人数	250人	250人	250人
イ	音声機能障がい者発声訓練事業	見込み	人数	1,025人	1,025人	1,025人
ウ	発達障がい者支援体制整備	見込み	有・無	有	有	有
エ	視覚障がい者生活訓練事業	見込み	人数	160人	160人	160人

社会参加支援

事業名			熊本県障がい福祉計画(第4期)			
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	
ア	手話通訳者設置	見込み	活動件数	90件	90件	90件
イ	字幕入り映像ライブラリーの提供	見込み	貸出本数	1,900本	1,900本	1,900本
ウ	点字による即時情報ネットワーク	見込み	人数	40人	40人	40人
エ	障がい者社会参加推進センター運営	見込み	有・無	有	有	有
オ	点訳・朗読(音訳)奉仕員養成研修	見込み	修了者数	25人	25人	25人
カ	スポーツ・レクリエーション教室開催	見込み	人数	1,272人	1,287人	1,302人
	(1) 障がい者スポーツ大会		人数	803人	813人	823人
	(2) 精神障がい者スポレク大会		人数	500人	500人	500人
	(3) 身体障がい者スポーツ教室開催		人数	700人	700人	700人
	(4) レクリエーション教室開催		人数			
オ	文化芸術活動振興	見込み	団体数	25団体	25団体	25団体
	(1) 精神障がい者作品展		団体数			
カ	その他社会参加支援	見込み	人数	2,900人	2,950人	3,000人
	(1) ハートウィーク開催		人数	400人	400人	400人
	(2) 精神保健福祉大会		人数	250人	250人	250人
	(3) 精神障がい者家族教室開催		人数	5,000人	5,000人	5,000人
	(4) 地域精神保健福祉普及啓発		人数			

権利擁護支援

事業名			熊本県障がい福祉計画(第4期)			
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	
ア	成年後見制度普及啓発	見込み	有・無	有	有	有
イ	障害者虐待防止対策支援	見込み	有・無	有	有	有

就業・就労支援

事業名			熊本県障がい福祉計画(第4期)			
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	
ア	障害者就業・生活支援センター体制強化	見込み	箇所数	2箇所	5箇所	5箇所
			登録者数	680人	1,700人	1,700人

第9章 熊本県障がい福祉計画（第1期～第3期）の実績

1 地域生活への移行及び福祉施設から一般就労への移行

(1) 地域生活への移行に関する目標

福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針	H18.6.26告示	平成23年度末において、現時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行
	H21.1.8告示	平成23年度末において、第1期計画時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行
	H23.12.27告示	平成26年度末において、平成17年10月1日時点の施設入所者の3割以上が地域生活へ移行

年度	熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第3期)	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
目標値	平成23年度までに法施行前(H18.3月)の施設入所定員(3,411人)の10%にあたる340人以上(平成18年度からの累計)が地域生活へ移行						平成26年度までに法施行前の施設入所定員の約3割にあたる1,020人以上が地域生活へ移行	
実績値	73人	89人	106人	106人	95人	149人	65人	48人
累積値	73人	162人	268人	374人	469人	618人	683人	731人
進捗率	21.5%	47.6%	78.8%	110.0%	137.9%	181.8%	67.0%	71.7%

入所施設の定員総数

国の基本指針	H18.6.26告示	平成23年度末の施設入所者数を現時点の施設入所者数から7%以上削減
	H21.1.8告示	平成23年度末の施設入所者数を第1期計画時点の施設入所者数から7%以上削減
	H23.12.27告示	平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上削減

年度	熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第3期)	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
目標値	平成23年度までに法施行前(H18.3月)の施設入所定員(3,411人)を約7%(238人)削減(平成18年度からの累計)						平成26年度までに法施行前の施設入所定員を約1割削減	
目標定員	3,396人			3,356人	3,330人	3,173人	3,071人	
目標削減数	15人			55人	81人	238人	340人	
目標削減率	0.4%			1.6%	2.4%	7.0%	10.0%	
実績定員	3,406人	3,396人	3,389人	3,374人	3,324人	3,046人	3,016人	2,989人
実績削減数	5人	15人	22人	37人	87人	365人	395人	422人
実績削減率	0.1%	0.4%	0.6%	1.1%	2.6%	10.7%	11.6%	12.4%
進捗率	33.3%	100.0%	146.7%	67.3%	107.4%	153.4%	116.2%	124.1%

入院中の精神障がい者の地域生活への移行

国の基本指針	H18.6.26告示	平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を設定
	H21.1.8告示	平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を設定 精神障害者地域移行支援特別対策事業による平成23年度末までの退院者数
	H23.12.27告示	平成26年度における1年未満入院者の平均退院率を平成20年6月30日の調査時点から7%相当分増加 平成26年度における高齢長期退院者数を直近の数から2割増加

年度	熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第3期)	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
目標値	受け入れ条件が整えば退院可能とされた精神障がい者(751人)のうち625人(平成18年度からの累計)について、平成23年度までに退院し、地域生活へ移行						ア 平成26年度における1年未満入院者の平均退院率を平成20年6月調査比で約7%相当分増加させ、77%以上 イ 平成26年度における5年以上かつ65歳以上の退院者数を平成23年6月調査時点よりも約20%増加させ、288人以上	
実績値	- 人	43 人	25 人	30 人	10 人	6 人	72.7 %(ア) 259 人(イ)	- %(ア) 313 人(イ)
累積値	451 人	494 人	519 人	549 人	559 人	565 人	- %(ア) - 人(イ)	- %(ア) - 人(イ)
進捗率	- %	79.0 %	83.0 %	87.8 %	89.4 %	90.4 %	94.4 %(ア) 89.9 %(イ)	- %(ア) 108.7 %(イ)

「精神障がい者地域移行支援特別対策事業」による退院者数

国の基本指針	H18.6.26告示	-
	H21.1.8告示	「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による平成23年度末までの退院者数の目標値を定める
	H23.12.27告示	-

年度	熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第3期)	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
目標値	-			平成23年度までに「精神障がい者地域移行支援特別対策事業」の精神障がい者210人以上の地域生活への移行			-	
実績値	-			11 人	14 人	15 人	-	
累積値	-			47 人	61 人	76 人	-	
進捗率	-			22.4 %	29.0 %	36.2 %	-	

(2) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行数

国の基本指針	H18.6.26告示	平成23年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定。目標値は、現時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい
	H21.1.8告示	平成23年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定。目標値は、第1期計画時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい
	H23.12.27告示	平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定。目標値は、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい

年度	熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第3期)	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
目標値	平成23年度までに法施行前(H18.3月)の授産施設における就労実績(27人)の約3倍にあたる年間80人以上が一般就労に移行						平成26年度までに法施行前の授産施設における就労実績の約4倍にあたる年間110人以上が一般就労に移行	
実績値	48人	56人	69人	80人	108人	95人	139人	155人
達成率	60.0%	70.0%	86.3%	100.0%	135.0%	118.8%	126.4%	140.9%

障がい者雇用の推進に関する数

ア 公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数

国の基本指針	H18.6.26告示	平成23年度において、福祉施設から一般就労への移行を希望するすべての者が公共職業安定所の支援をうけて就職
	H21.1.8告示	
	H23.12.27告示	平成26年度において、福祉施設から一般就労への移行を希望する全ての者が公共職業安定所の支援をうけて就職

年度	熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第3期)	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
目標値	平成23年度において、福祉施設から一般就労に移行するすべての者(年間80人以上)が公共職業安定所を通じて一般就労						平成26年度において、福祉施設から一般就労に移行する全ての者(年間110人以上)が公共職業安定所を通じて一般就労	
就労者数	48人	56人	69人	80人	108人	95人	139人	155人
公共職業安定所経由	28人	30人	37人	58人	72人	64人	95人	114人
達成率	58.3%	53.6%	53.6%	72.5%	66.7%	67.4%	68.3%	73.5%

イ 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練の受講者数

国の基本指針	H18.6.26告示	平成23年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者がその態様に応じた多様な委託訓練を受講
	H21.1.8告示	
	H23.12.27告示	平成26年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者がその態様に応じた多様な委託訓練を受講

年度	熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第3期)	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
目標値	平成23年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、年間48人が委託訓練を受講						平成26年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、年間33人が委託訓練を受講	
就労者数	48人	56人	69人	80人	108人	95人	139人	155人
委託訓練	3人	2人	3人	0人	0人	0人	0人	0人
達成率	6.3%	4.2%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

ウ 障害者試行雇用事業(トライアル雇用)の開始者数

国の基本指針	H18.6.26告示	平成23年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、障害者試行雇用事業を活用することが必要な者が活用
	H21.1.8告示	
	H23.12.27告示	平成26年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、障害者試行雇用事業を活用することが必要な者が活用

年度	熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第3期)	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
目標値	平成23年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、年間50人が障害者試行雇用事業を利用						平成26年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、年間55人が障害者試行雇用事業を利用	
就労者数	48人	56人	69人	80人	108人	95人	139人	155人
障害者試行雇用事業利用	7人	12人	14人	17人	25人	31人	26人	30人
達成率	14.0%	24.0%	28.0%	34.0%	50.0%	62.0%	47.3%	54.5%

エ 職場適応援助者(ジョブコーチ)の支援対象者数

国の基本指針	H18.6.26告示	平成23年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、必要な者が職場適応援助者の支援を受けられる
	H21.1.8告示	
	H23.12.27告示	平成26年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、必要な者が職場適応援助者の支援を受けられる

年度	熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第3期)	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
目標値	平成23年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、年間50人が職場適応援助者を利用						平成26年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、年間55人が職場適応援助者を利用	
就労者数	48人	56人	69人	80人	108人	95人	139人	155人
職場適応援助者利用	8人	10人	12人	18人	22人	31人	34人	22人
達成率	16.0%	20.0%	24.0%	36.0%	44.0%	62.0%	61.8%	40.0%

オ 障害者就業・生活支援センター事業等の支援対象者数等

国の基本指針	H18.6.26告示	平成23年度において、福祉施設から一般就労に移行するすべての者が、障害者・生活支援センターによる支援を受けられる
	H21.1.8告示	
	H23.12.27告示	平成26年度において、福祉施設から一般就労に移行する全ての者が、障害者・生活支援センターによる支援を受けられる

年度	熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第3期)	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
目標値	平成23年度において、福祉施設から一般就労に移行するすべての者(年間80人以上)が障害者就業・生活支援センター又は障害者雇用コーディネーターの支援を受ける						平成26年度において、福祉施設から一般就労に移行する全ての者(年間110人以上)が障害者就業・生活支援センターの支援を受ける	
就労者数	48人	56人	69人	80人	108人	95人	139人	155人
支援を受けた者	22人	24人	23人	32人	43人	31人	48人	46人
達成率	45.8%	42.9%	33.3%	40.0%	39.8%	32.6%	34.5%	29.7%

カ 就労継続支援(A型)事業の利用者数の割合

国の基本指針	H18.6.26告示	平成23年度末において就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用
	H21.1.8告示	
	H23.12.27告示	平成26年度末において就労継続支援事業の利用者のうち、3割以上の者が就労継続支援(A型)事業を利用

年度	熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第3期)	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
目標値	-			-			平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用	
就労(A型)+ 就労(B型) 利用者数	-			-			4,045人	4,658人
就労(A型) 利用者数	-			-			1,518人	1,943人
達成率	-			-			37.5%	41.7%

キ 就労移行支援事業の利用者数

国の基本指針	H18.6.26告示	平成23年度までに現時点の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用
	H21.1.8告示	平成23年度までに第1期計画時点の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用
	H23.12.27告示	平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用

年度	熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第3期)	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
目標値	-			-			平成26年度末において、福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用	
福祉施設の利用者数	-			-			9,349人	10,067人
就労移行支援の利用者数	-			-			443人	486人
達成率	-			-			4.7%	4.8%

(3) 福祉施設で就労する障がい者の工賃額

国の基本指針	H18.6.26告示	-
	H21.1.8告示	「工賃倍増5か年計画」を作成した場合は、平成23年度の目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当
	H23.12.27告示	都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、平成26年度の目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当

年度	熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第3期)	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
目標値	-			平成23年度までに、平成18年度実績額の12,836円を毎年度10%アップさせ20,000円とする			-	
実績値	-			13,451円	13,093円	13,597円	-	
対前年度比	-			0.6%	2.7%	3.8%	-	

2 障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び実績

【訪問系サービス】

(1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

		熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)						熊本県障がい福祉計画(第3期)			
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		利用量 (時間/月)	利用量 (時間/月)	利用量 (時間/月)	利用量 (時間/月)	利用者数 (人)	利用量 (時間/月)	利用者数 (人)	利用量 (時間/月)	利用者数 (人)	利用量 (時間/月)	利用者数 (人)	利用量 (時間/月)	利用者数 (人)
熊本圏域	見込み	15,991.0	17,645.0	19,515.0	19,479.0	595	20,881.0	667	22,467.0	743	24,332.0	916	25,669.0	1,010
	実績	6,652.0	17,746.5	14,227.0	19,503.0	597	21,869.0	688	22,161.0	-	21,787.0	862	21,565.0	897
宇城圏域	見込み	3,076.0	3,723.0	4,379.0	2,046.0	108	2,346.0	123	2,661.0	140	2,601.0	153	3,026.0	178
	実績	6,102.0	1,765.0	1,688.0	1,799.5	130	1,953.5	111	2,006.0	-	1,920.0	112	1,880.0	110
有明圏域	見込み	2,431.0	2,785.0	3,025.0	3,283.0	155	3,881.5	176	4,254.0	194	5,537.0	218	6,138.0	238
	実績	1,702.0	2,147.0	2,465.0	2,795.5	133	2,972.0	150	3,440.0	-	3,376.0	182	3,735.0	203
鹿本圏域	見込み	1,872.0	2,151.0	2,346.0	5,121.0	105	5,194.0	111	5,292.0	117	2,612.0	113	2,999.0	131
	実績	1,602.0	4,812.0	1,953.0	1,584.0	64	1,897.0	76	1,863.0	-	1,508.0	76	1,669.0	85
菊池圏域	見込み	2,755.0	2,028.0	3,335.0	3,123.0	134	3,364.5	151	3,599.0	168	5,291.0	218	5,994.0	250
	実績	1,941.0	2,433.5	2,852.0	3,119.5	111	3,892.0	158	4,040.0	-	4,390.0	184	5,046.0	214
阿蘇圏域	見込み	583.0	748.0	978.0	615.0	50	755.0	59	960.0	68	670.0	47	790.0	56
	実績	381.0	443.0	448.0	380.0	36	391.5	28	418.0	-	358.0	33	474.0	40
上益城圏域	見込み	1,404.0	1,686.0	1,959.0	1,278.0	77	1,624.0	105	2,079.0	146	1,181.5	77	1,293.5	87
	実績	904.0	834.5	1,962.0	911.0	47	987.5	48	984.0	-	962.0	60	850.0	54
八代圏域	見込み	1,209.0	1,270.0	1,355.0	1,005.0	75	1,094.0	82	1,226.0	91	1,905.0	132	2,141.0	141
	実績	783.0	1,181.5	977.0	1,027.5	70	1,232.0	85	1,304.0	-	1,587.0	108	1,638.0	118
芦北圏域	見込み	732.0	1,013.0	1,267.0	733.5	56	977.5	67	1,314.5	85	1,917.0	74	2,237.0	85
	実績	561.0	413.5	540.0	331.0	36	475.0	68	1,271.0	-	1,443.0	55	1,601.0	59
球磨圏域	見込み	1,145.0	1,425.0	1,928.0	2,233.0	99	2,588.0	115	3,138.0	139	2,297.0	118	2,537.0	126
	実績	810.0	2,973.5	1,370.0	46.0	72	1,601.0	83	1,525.0	-	1,560.0	90	1,637.0	92
天草圏域	見込み	2,613.0	2,886.0	3,069.0	2,342.0	138	2,652.0	157	2,801.0	168	3,150.0	169	3,387.0	183
	実績	1,673.0	1,524.5	1,494.0	1,720.0	123	2,123.0	126	1,605.0	-	1,885.0	126	2,078.0	136
県合計	見込み	33,811.0	37,360.0	43,156.0	41,258.5	1,592	45,357.5	1,813	49,791.5	2,059	51,493.5	2,235	56,211.5	2,485
	実績	23,111.0	36,274.5	29,976.0	33,217.0	1,419	39,393.5	1,621	40,617.0	-	40,776.0	1,888	42,173.0	2,008

【日中活動系サービス】

(2) 児童デイサービス

		熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)					
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		利用量 (人日/月)	利用量 (人日/月)	利用量 (人日/月)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)
熊本圏域	見込み	397	426	457	543	118	607	132	672	146
	実績	538	469	593	867	175	954	212	982	414
宇城圏域	見込み	322	345	370	394	84	422	89	448	94
	実績	840	308	286	223	85	289	72	298	113
有明圏域	見込み	555	560	570	748	129	984	148	1,062	161
	実績	524	698	740	785	127	1,141	155	1,053	200
鹿本圏域	見込み	262	281	301	225	92	233	96	243	101
	実績	245	242	336	236	65	246	70	260	72
菊池圏域	見込み	229	246	264	164	77	184	85	205	94
	実績	133	117	105	240	106	223	153	323	622
阿蘇圏域	見込み	75	80	87	123	39	153	44	188	50
	実績	77	90	82	124	41	166	50	138	90
上益城圏域	見込み	3	50	100	152	38	199	47	231	55
	実績	0	0	64	88	45	83	33	80	52
八代圏域	見込み	623	652	677	608	108	623	111	638	114
	実績	599	549	632	457	76	524	101	875	217
芦北圏域	見込み	0	10	20	34	3	266	15	302	21
	実績	18	3	3	0	0	0	0	7	27
球磨圏域	見込み	417	447	480	907	127	958	135	1,007	138
	実績	498	1,325	620	691	104	783	116	778	185
天草圏域	見込み	291	312	335	238	97	380	159	392	163
	実績	119	205	111	133	56	317	82	367	121
県合計	見込み	3,174	3,409	3,661	4,136	912	5,009	1,061	5,388	1,137
	実績	3,591	4,006	3,572	3,844	880	4,726	1,044	5,161	2,113

(3) 短期入所

		熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)				熊本県障がい福祉計画(第3期)					
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		利用量 (人日/月)	利用量 (人日/月)	利用量 (人日/月)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)
熊本圏域	見込み	584	666	759	484	124	530	136	577	148	735	175	773	184
	実績	371	418	443	523	137	673	170	611	-	624	149	705	167
宇城圏域	見込み	437	480	527	213	39	234	44	255	48	253	56	286	64
	実績	635	220	229	142	22	250	49	136	-	162	30	156	29
有明圏域	見込み	489	548	614	315	74	339	82	366	89	411	92	439	99
	実績	193	260	232	241	43	343	51	304	-	283	50	361	62
鹿本圏域	見込み	231	249	269	93	30	93	30	93	30	188	17	243	22
	実績	152	67	74	65	5	88	11	120	-	70	8	84	12
菊池圏域	見込み	381	417	456	199	64	224	71	249	78	296	85	324	94
	実績	169	193	159	201	36	270	45	275	-	371	56	429	65
阿蘇圏域	見込み	204	237	275	156	39	187	45	228	52	163	53	190	57
	実績	126	79	36	83	12	85	12	94	-	106	17	139	21
上益城圏域	見込み	120	133	147	98	27	122	33	156	42	97	22	100	23
	実績	35	34	19	41	7	87	20	42	-	57	10	91	13
八代圏域	見込み	150	164	179	92	26	103	30	115	35	88	20	100	22
	実績	56	43	118	91	18	120	28	91	-	98	21	127	26
芦北圏域	見込み	112	129	148	165	19	197	23	233	27	312	40	361	46
	実績	154	73	163	50	14	227	25	177	-	179	20	261	23
球磨圏域	見込み	151	165	181	206	41	218	45	232	48	253	52	264	54
	実績	22	120	91	33	10	83	16	77	-	85	16	103	18
天草圏域	見込み	132	144	157	117	18	141	20	165	22	228	28	280	34
	実績	12	48	18	136	15	96	20	113	-	187	24	204	26
県合計	見込み	2,991	3,332	3,712	2,138	501	2,388	559	2,669	619	3,024	640	3,360	699
	実績	1,925	1,555	1,582	1,606	319	2,322	447	2,040	-	2,222	401	2,660	462

(4) 生活介護

		熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)				熊本県障がい福祉計画(第3期)					
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		利用量 (人日/月)	利用量 (人日/月)	利用量 (人日/月)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)
県全域	見込み	2,332	7,678	16,390	22,810	1,298	30,121	1,703	65,338	3,626	110,010	5,741	116,188	6,059
	実績	2,063	5,838	8,409	17,853	1,016	36,562	1,877	54,715	-	87,263	4,422	89,692	4,533

(5) 自立訓練(機能訓練)

		熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)				熊本県障がい福祉計画(第3期)					
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		利用量 (人日/月)	利用量 (人日/月)	利用量 (人日/月)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)
熊本圏域	見込み	0	264	704	245	17	259	18	446	31	483	34	526	37
	実績	20	77	285	112	8	453	29	359	-	375	27	342	26
宇城圏域	見込み	0	0	0	108	6	108	6	152	8	168	8	212	10
	実績	36	23	43	0	0	46	2	59	-	61	5	38	2
有明圏域	見込み	0	0	0	66	3	108	6	174	8	129	7	151	7
	実績	0	20	67	19	1	21	1	11	-	9	1	32	2
鹿本圏域	見込み	0	0	0	20	2	20	2	45	4	22	1	22	1
	実績	0	0	0	0	0	0	0	8	-	44	2	37	2
菊池圏域	見込み	0	0	0	81	4	147	7	188	9	86	6	121	8
	実績	43	22	19	22	1	83	5	64	-	65	4	30	1
阿蘇圏域	見込み	0	0	0	86	4	86	4	130	6	42	2	64	3
	実績	19	20	0	0	0	0	0	0	-	9	1	16	1
上益城圏域	見込み	0	0	0	0	0	42	2	62	3	83	6	127	8
	実績	0	4	20	0	0	89	4	62	-	23	1	17	1
八代圏域	見込み	0	0	0	22	1	22	1	66	3	22	1	22	1
	実績	20	10	0	0	0	0	0	0	-	18	1	23	1
芦北圏域	見込み	0	0	0	44	2	77	4	132	6	42	4	44	5
	実績	0	20	0	22	1	0	0	0	-	16	1	11	1
球磨圏域	見込み	0	0	0	146	7	146	7	168	8	19	1	19	1
	実績	18	120	9	65	3	21	1	17	-	2	0	0	0
天草圏域	見込み	110	110	550	76	10	101	11	128	12	73	6	128	9
	実績	32	43	15	37	6	24	6	34	-	73	7	22	5
県合計	見込み	110	374	1,254	894	56	1,116	68	1,691	98	1,169	76	1,436	90
	実績	188	359	458	277	20	737	48	614	-	695	50	568	42

(6) 自立訓練(生活訓練)

		熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)					熊本県障がい福祉計画(第3期)				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		利用量 (人日/月)	利用量 (人日/月)	利用量 (人日/月)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)
熊本圏域	見込み	484	2,046	3,960	1,076	78	1,325	96	1,877	136	1,966	104	2,930	155
	実績	159	294	1,021	1,125	61	1,286	65	1,263	-	1,640	88	1,245	69
宇城圏域	見込み	0	66	858	410	20	534	26	887	42	872	47	1,063	56
	実績	0	23	239	215	15	294	20	241	-	460	26	482	29
有明圏域	見込み	0	286	792	336	20	391	23	620	35	484	27	534	29
	実績	19	217	342	424	20	348	17	360	-	331	19	429	24
鹿本圏域	見込み	0	22	44	342	20	368	21	622	36	113	6	132	7
	実績	0	37	190	219	10	169	8	95	-	117	6	159	8
菊池圏域	見込み	0	44	88	252	12	352	17	485	24	578	42	666	51
	実績	0	23	183	388	17	515	25	420	-	568	31	654	38
阿蘇圏域	見込み	0	484	506	492	25	586	29	741	36	334	17	352	18
	実績	8	232	305	358	17	343	17	363	-	224	13	182	11
上益城圏域	見込み	0	22	44	342	15	316	14	473	21	711	35	623	31
	実績	0	133	240	352	20	325	20	330	-	339	20	299	16
八代圏域	見込み	0	176	418	649	29	847	38	1,265	57	600	36	979	59
	実績	0	89	324	373	27	302	19	383	-	307	17	275	18
芦北圏域	見込み	0	22	44	112	6	178	9	348	16	284	15	418	22
	実績	0	23	54	6	1	21	1	30	-	216	12	227	12
球磨圏域	見込み	0	44	88	266	12	310	15	292	13	197	9	218	10
	実績	0	0	75	46	2	23	1	114	-	293	15	286	14
天草圏域	見込み	0	286	352	778	39	844	42	1,215	61	611	28	744	34
	実績	5	367	112	570	29	448	22	337	-	563	29	581	35
県合計	見込み	484	3,498	7,194	5,055	276	6,051	330	8,825	477	6,750	366	8,659	472
	実績	191	1,438	3,085	4,076	219	4,074	215	3,936	-	5,058	276	4,819	274

(7) 就労移行支援

		熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)					熊本県障がい福祉計画(第3期)				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		利用量 (人日/月)	利用量 (人日/月)	利用量 (人日/月)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)
熊本圏域	見込み	0	440	1,606	1,931	117	1,980	120	2,393	145	2,227	131	2,822	166
	実績	320	943	1,848	1,900	112	1,778	100	1,912	-	2,403	145	2,948	179
宇城圏域	見込み	264	396	506	768	37	872	42	1,068	51	1,164	59	1,420	72
	実績	118	297	635	683	39	700	41	498	-	527	31	509	29
有明圏域	見込み	0	22	176	718	42	785	45	980	55	743	42	837	48
	実績	75	238	656	543	32	839	38	796	-	706	36	598	32
鹿本圏域	見込み	132	264	286	425	24	514	29	975	55	363	19	439	23
	実績	89	124	168	215	14	281	15	282	-	257	15	166	10
菊池圏域	見込み	1,012	1,386	1,496	964	61	1,060	66	1,188	73	1,177	80	1,246	84
	実績	303	561	820	648	43	712	48	858	-	1,011	58	1,119	65
阿蘇圏域	見込み	0	704	726	444	22	576	29	758	37	493	23	513	24
	実績	0	269	341	218	11	313	15	333	-	276	15	273	13
上益城圏域	見込み	0	22	44	455	22	364	17	516	23	547	27	698	34
	実績	20	169	280	221	11	276	18	291	-	471	26	472	26
八代圏域	見込み	0	572	770	725	32	769	34	967	43	828	46	864	48
	実績	0	425	899	892	45	752	44	882	-	692	39	784	45
芦北圏域	見込み	0	0	154	187	9	221	11	265	14	449	25	608	33
	実績	0	6	386	73	5	174	11	229	-	333	18	284	15
球磨圏域	見込み	0	374	396	814	36	880	39	950	42	459	23	481	24
	実績	0	203	234	319	17	298	18	299	-	702	38	930	52
天草圏域	見込み	0	330	616	316	16	397	20	581	29	290	14	355	17
	実績	53	134	90	320	16	292	15	185	-	253	13	288	14
県合計	見込み	1,408	4,510	6,776	7,747	418	8,418	452	10,641	567	8,740	489	10,283	573
	実績	978	3,369	6,357	6,032	345	6,415	363	6,565	-	7,631	434	8,371	480

(8) 就労継続支援(A型)

		熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)						熊本県障がい福祉計画(第3期)			
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		利用量 (人日/月)	利用量 (人日/月)	利用量 (人日/月)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)
熊本圏域	見込み	1,540	1,892	2,442	4,638	248	5,629	301	6,152	329	9,847	521	10,660	564
	実績	1,971	2,838	4,568	7,190	355	9,412	480	9,307	-	11,604	613	14,566	758
宇城圏域	見込み	880	880	880	697	33	822	39	1,148	54	3,678	178	4,633	223
	実績	503	422	669	1,346	74	2,206	112	2,108	-	2,450	128	3,103	161
有明圏域	見込み	0	0	22	167	8	269	13	391	19	1,481	79	1,863	99
	実績	63	164	127	354	16	619	29	949	-	1,764	95	2,691	142
鹿本圏域	見込み	0	0	0	198	10	218	11	278	14	1,108	65	1,516	90
	実績	18	126	155	261	12	232	11	488	-	1,124	58	1,795	92
菊池圏域	見込み	1,100	1,540	1,562	1,408	68	1,818	87	2,094	100	2,041	114	2,232	125
	実績	471	744	1,105	1,630	81	1,830	90	1,920	-	2,513	128	3,304	171
阿蘇圏域	見込み	0	1,540	1,540	778	45	847	49	1,012	57	1,094	51	1,266	59
	実績	60	703	495	801	39	860	38	871	-	1,070	54	1,052	51
上益城圏域	見込み	0	0	0	402	19	479	23	644	31	739	39	897	47
	実績	147	286	259	409	20	689	34	663	-	939	48	1,351	69
八代圏域	見込み	0	440	462	834	37	856	38	900	40	2,069	99	2,342	112
	実績	137	682	825	1,003	47	1,285	62	1,518	-	2,208	105	3,086	147
芦北圏域	見込み	0	0	0	22	1	44	2	168	8	212	12	283	16
	実績	0	20	20	47	2	76	4	73	-	228	12	273	15
球磨圏域	見込み	0	220	220	1,345	63	1,477	69	1,543	72	1,370	66	1,438	70
	実績	55	629	1,165	1,178	60	1,276	60	1,264	-	1,338	65	1,506	73
天草圏域	見込み	0	0	440	886	41	952	44	1,235	57	1,449	67	1,581	73
	実績	96	874	226	1,025	47	1,239	58	777	-	1,246	62	1,304	64
県合計	見込み	3,520	6,512	7,568	11,375	573	13,411	676	15,565	781	25,088	1,291	28,711	1,478
	実績	3,521	7,488	9,614	15,244	753	19,724	978	19,938	-	26,484	1,368	34,031	1,743

(9) 就労継続支援(B型)

		熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)						熊本県障がい福祉計画(第3期)			
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		利用量 (人日/月)	利用量 (人日/月)	利用量 (人日/月)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)	利用量 (日/月)	利用者数 (人)
熊本圏域	見込み	1,320	5,808	8,492	7,985	481	9,628	580	12,583	758	16,333	996	18,051	1,101
	実績	1,867	5,383	6,736	8,156	469	9,302	548	10,644	-	13,577	786	13,879	798
宇城圏域	見込み	0	2,024	2,948	2,165	104	2,425	117	3,147	150	3,990	202	4,593	232
	実績	109	1,238	1,560	1,497	79	2,141	116	1,974	-	2,622	148	2,860	161
有明圏域	見込み	220	1,144	1,606	1,740	97	2,271	123	3,107	164	4,584	277	5,203	314
	実績	172	960	1,183	1,769	100	2,160	124	2,444	-	3,211	191	3,582	207
鹿本圏域	見込み	396	770	836	1,230	68	1,538	85	2,768	153	1,459	87	1,876	111
	実績	146	523	458	438	27	575	33	842	-	1,273	67	1,473	76
菊池圏域	見込み	1,320	1,672	2,046	1,680	102	2,108	128	2,894	177	5,734	305	6,717	354
	実績	777	1,059	1,328	1,589	96	2,175	126	3,027	-	3,856	229	3,988	236
阿蘇圏域	見込み	0	1,342	1,408	1,187	64	1,821	92	2,275	117	2,983	139	3,274	153
	実績	43	808	754	1,300	60	1,602	76	1,957	-	2,218	116	2,174	113
上益城圏域	見込み	660	726	792	1,873	105	2,223	122	2,869	154	2,814	154	3,127	168
	実績	184	634	611	1,091	73	1,678	102	1,617	-	2,118	124	2,417	134
八代圏域	見込み	0	704	2,332	3,797	170	4,193	188	4,743	213	4,388	244	5,170	287
	実績	428	1,019	1,924	3,150	161	3,556	188	3,769	-	3,719	200	4,071	220
芦北圏域	見込み	0	748	1,298	2,929	139	3,185	154	3,505	169	5,627	312	6,104	339
	実績	10	639	607	1,376	87	1,716	92	2,330	-	3,249	184	3,639	209
球磨圏域	見込み	660	1,034	1,100	2,391	109	4,057	194	4,882	236	4,824	237	5,100	251
	実績	419	1,182	960	1,871	96	2,331	130	3,104	-	4,502	245	4,482	243
天草圏域	見込み	0	1,584	3,542	2,695	141	3,284	172	4,214	220	5,381	266	6,691	331
	実績	0	903	220	1,668	80	4,108	212	3,715	-	3,576	188	4,293	237
県合計	見込み	4,576	17,556	26,400	29,672	1,580	36,733	1,955	46,987	2,511	58,117	3,219	65,906	3,641
	実績	4,155	14,348	16,341	23,905	1,328	31,344	1,747	35,423	-	43,921	2,478	46,858	2,634

(10) 療養介護

		熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第3期)	
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
		利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
県合計	見込み	80	80	80	75	80	90	646	659
	実績	68	67	67	68	73	120	663	675

【居住系サービス】

(11) 施設入所支援

		熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第3期)	
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
		利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
県合計	見込み	0	240	714	1,628	1,868	3,173	3,086	3,079
	実績	24	212	383	607	1,343	2,484	3,037	3,027

(12) 共同生活援助、共同生活介護

		熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第3期)	
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
		利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
熊本圏域	見込み	140	167	194	313	410	602	510	580
	実績	179	217	251	292	418	479	523	597
宇城圏域	見込み	103	111	119	69	88	132	138	163
	実績	34	36	48	53	97	104	109	123
有明圏域	見込み	76	90	104	117	136	194	186	204
	実績	63	86	93	102	109	128	160	179
鹿本圏域	見込み	26	28	30	72	80	88	81	96
	実績	44	51	63	49	53	66	85	98
菊池圏域	見込み	154	156	158	106	117	167	127	145
	実績	49	52	58	70	91	273	132	144
阿蘇圏域	見込み	70	73	76	92	109	127	146	159
	実績	56	79	89	91	112	153	147	161
上益城圏域	見込み	12	19	26	74	80	112	99	109
	実績	178	41	52	64	78	97	112	124
八代圏域	見込み	43	48	53	87	99	150	163	210
	実績	58	66	71	92	109	163	169	187
芦北圏域	見込み	4	7	10	28	38	50	95	115
	実績	6	17	21	31	34	82	74	77
球磨圏域	見込み	16	21	26	74	99	131	100	110
	実績	38	41	144	62	71	76	120	125
天草圏域	見込み	45	57	69	92	95	129	170	191
	実績	50	74	81	94	112	119	153	170
県合計	見込み	689	777	865	1,124	1,351	1,882	1,815	2,082
	実績	755	760	971	1,000	1,284	1,740	1,784	1,985

【相談支援】

(13) サービス利用計画作成

		熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
熊本圏域	見込み	17	31	45	59	66	74
	実績	0	0	0	0	0	0
宇城圏域	見込み	4	7	10	12	19	28
	実績	1	0	0	0	2	6
有明圏域	見込み	4	7	10	15	21	29
	実績	0	0	3	5	5	7
鹿本圏域	見込み	4	7	10	11	12	13
	実績	1	0	0	1	0	2
菊池圏域	見込み	6	11	16	5	10	15
	実績	3	1	2	6	11	16
阿蘇圏域	見込み	2	3	4	6	8	11
	実績	0	0	2	1	1	1
上益城圏域	見込み	2	4	6	8	11	16
	実績	0	0	0	0	0	0
八代圏域	見込み	3	5	7	9	11	12
	実績	0	0	0	0	0	0
芦北圏域	見込み	2	3	4	5	7	8
	実績	0	0	0	0	0	0
球磨圏域	見込み	2	4	6	15	16	22
	実績	0	2	0	0	0	0
天草圏域	見込み	4	8	12	8	9	12
	実績	0	1	3	0	3	3
県合計	見込み	50	90	130	153	190	240
	実績	5	4	10	13	22	35

(14) 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

		熊本県障がい福祉計画(第3期)					
		計画相談支援		地域移行支援		地域定着支援	
		平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
		利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
熊本圏域	見込み	195	390	64	120	13	20
	実績	70	480	0	1	0	0
宇城圏域	見込み	35	38	10	12	15	18
	実績	46	65	0	0	0	0
有明圏域	見込み	64	96	10	11	8	11
	実績	19	70	2	2	0	0
鹿本圏域	見込み	127	137	1	2	8	9
	実績	6	49	0	0	0	0
菊池圏域	見込み	64	99	19	19	10	10
	実績	45	218	1	0	0	0
阿蘇圏域	見込み	38	59	5	5	3	5
	実績	4	25	0	0	0	0
上益城圏域	見込み	87	125	4	4	4	4
	実績	2	46	0	0	0	0
八代圏域	見込み	94	169	17	17	7	7
	実績	9	40	0	0	0	0
芦北圏域	見込み	38	54	12	14	8	10
	実績	12	42	0	0	0	0
球磨圏域	見込み	240	320	17	17	10	10
	実績	5	33	0	0	0	1
天草圏域	見込み	106	168	13	13	9	22
	実績	27	128	0	0	2	6
県合計	見込み	1,088	1,655	172	234	95	126
	実績	245	1,196	3	3	2	7

3 障害福祉サービス等の従事者の確保および資質の向上並びにサービスの質の向上

(1) サービス管理責任者研修

サービス管理責任者研修

年度	熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第3期)	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実績	186人	213人	411人	395人	389人	496人	413人	437人

サービス管理責任者指導者養成研修

年度	熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第3期)	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実績	5人	5人	4人	4人	4人	4人	6人	6人

(2) 相談支援従事者研修

相談支援従事者初任者研修

年度	熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第3期)	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実績	311人	164人	131人	230人	209人	282人	284人	294人

相談支援従事者現任研修(相談支援専門員現任研修)

年度	熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第3期)	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実績	35人	29人	20人	21人	21人	36人	51人	50人

相談支援専門員指導者養成研修

年度	熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第3期)	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実績	3人	3人	3人	3人	4人	5人	4人	4人

(3) 障害程度(支援)区分認定調査員等研修

認定調査員研修

年度	熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第3期)	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実績	349人	259人	239人	229人	185人	165人	166人	380人

市町村審査会委員研修(認定審査会委員研修)

年度	熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第3期)	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実績	244人	256人	58人	54人	24人	16人	14人	129人

(医師意見書作成)医師研修(意見書作成医師研修)

年度	熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第3期)	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実績	531人	531人	110人	39人	23人	-人	33人	23人

(4) その他の研修

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(特定の者対象)

年度	熊本県障害福祉計画(第1期)			熊本県障がい福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第3期)	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実績	-人	-人	-人	-人	-人	74人	115人	111人

4 熊本県地域生活支援事業の実施

(1) 専門性の高い相談支援事業

事業名			熊本県障がい福祉計画(第3期)	
			平成24年度	平成25年度
発達障がい者支援センター事業	実績	箇所数	1箇所	2箇所
		相談等件数	2,068人	2,604人
障害者就業・生活支援センター事業	実績	箇所数	5箇所	6箇所
		登録者数	1,966人	2,409人
高次脳機能障害支援普及事業	実績	箇所数	1箇所	1箇所
		利用者数	961人	1,021人
地域療育総合推進事業				
(1) 地域療育センター事業	実績	箇所数	10箇所	10箇所
(2) 障がい児等療育支援事業 (難聴児支援分、発達障がい等支援分)		箇所数	5箇所	5箇所
(3) 地域療育ネットワーク推進事業		箇所数	10箇所	10箇所
地域療育拠点施設事業	実績	箇所数	1箇所	1箇所

(2) 広域的な支援事業

事業名			熊本県障がい福祉計画(第3期)	
			平成24年度	平成25年度
熊本県障害者自立支援協議会の設置	実績	有無	有	有

(3) 障害福祉サービス・相談支援提供者、同指導者等育成事業

事業名			熊本県障がい福祉計画(第3期)	
			平成24年度	平成25年度
障害程度区分認定調査員等研修事業				
(1) 認定調査員研修	実績	人数	166人	380人
(2) 市町村審査会委員研修		人数	14人	129人
(3) (医師意見書作成)医師研修		人数	33人	23人
(4) 指導者養成のための派遣		人数	2人	6人
サービス管理責任者研修				
(1) サービス管理責任者研修	実績	人数	413人	437人
(2) 指導者養成のための派遣		人数	6人	6人
相談支援従事者研修				
(1) 相談支援従事者初任者研修	実績	人数	284人	294人
(2) 相談支援従事者現任研修		人数	51人	50人
(3) 相談支援従事者専門コース別研修		人数	0人	108人
(4) 指導者養成のための派遣		人数	4人	4人
手話通訳者養成研修事業	実績	人数	68人	0人
要約筆記者養成研修事業	実績	人数	18人	18人
盲ろう者通訳・介助員養成事業	実績	人数	4人	12人
身体障がい者・知的障がい者相談員活動強化事業	実績	人数(延べ)	373人	413人
音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業	実績	人数	6人	7人

(4) その他の事業

事業名			熊本県障がい福祉計画(第3期)		
			平成24年度	平成25年度	
重度障がい者に係る市町村特別支援事業	実績	人数	82人	0人	
生活訓練等事業	実績				
(1) オストメイト社会適応訓練事業		人数(延べ)	250人	236人	
(2) 音声機能障がい者発声訓練事業		人数(延べ)	1,022人	1,026人	
(3) 視覚障がい者生活訓練事業		人数	154人	178人	
情報支援等事業	実績				
(1) 手話通訳設置事業		活動件数	113件	93件	
(2) コミュニケーション推進事業		派遣件数	7件	14件	
(3) 字幕入り映像映像ライブラリー事業		貸出本数	1,773本	2,036本	
(4) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業		件数	338件	166件	
(5) 点字による即時情報ネットワーク事業		人数	39人	42人	
社会参加促進事業	実績				
(1) 障がい者社会参加推進センター運営事業		有無	有	有	
(2) 身体障害者補助犬育成事業		助成件数	1件	0件	
(3) 奉仕員養成事業(点訳・朗読奉仕員養成事業)		人数	18人	0人	
(4)		障がい者スポーツ大会	人数	1,263人	1,263人
		精神障害者スポレク大会	人数	756人	793人
		スポーツ教室	人数	533人	468人
		レクリエーション教室	人数	612人	782人
(5) 芸術・文化講座開催等事業	団体数	53団体	35団体		
(6) その他の社会参加促進事業 (保健所による精神保健福祉の啓発事業、家族教室や精神保健福祉大会)	人数	8,785人	5,705人		

附属資料

1 策定経過

年	月 日	事 項
平成 26 年	4 月 3 日	「障害福祉計画に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル」(厚生労働省通知)
	5 月 15 日	「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」一部改正告示
		「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」一部改正(厚生労働省通知)
	5 月 21 日	平成 26 年度第 1 回熊本県障害者施策推進審議会
	6 月 2 日	「障害児支援と子育て支援施策との緊密な連携について」(厚生労働省通知)
	6 月～7 月	障がい者施策に関するアンケート調査
	7 月～8 月	障がい当事者・家族団体との意見交換会
	8 月 25 日	第 4 期障害福祉計画に係る市町村策定担当者会議
	9 月 2 日	平成 26 年度第 2 回熊本県障害者施策推進審議会
	10～11 月	市町村計画における障害福祉サービス等見込量中間報告
	11 月 25 日	平成 26 年度第 3 回熊本県障害者施策推進審議会
	11～12 月	第 4 期障害福祉計画作成に係る市町村ヒアリング
平成 27 年	1 月 20 日	平成 26 年度熊本県障害者自立支援協議会
	1 月～2 月	県政パブリック・コメント
	2 月 日	平成 26 年度第 4 回障害者施策推進審議会
	3 月	市町村計画における障害福祉サービス等見込量最終報告
	3 月	第 4 期熊本県障がい福祉計画策定

2 県政パブリック・コメントの結果

3 熊本県障害者施策推進審議会委員名簿

平成 27 年 月現在

氏 名	所 属	役 職
相澤 明憲	熊本県精神保健福祉協会	理 事
相藤 絹代	熊本学園大学社会福祉学部	准教授
石橋 敏郎	熊本県立大学総合管理学部	教 授
岩崎 智枝子	熊本県障害児・者親の会連合会	理 事
上川 幸俊	熊本県教育委員会事務局教育指導局	局 長
菊池 哲平	熊本大学教育学部	准教授
楠 達雅	熊本県精神障害者団体連合会	副会長
高木 健次	熊本県議会厚生常任委員会	委員長
高本 弘敏	大津町住民福祉部福祉課	課 長
竹田 勉	熊本県身体障害者福祉団体連合会	常務理事
津田 史朗	熊本県精神障害者福祉会連合会	会 長
長廣 幸	熊本難病・疾病団体協議会	幹 事
南摩 一隆	熊本労働局職業安定部	部 長
西坂 千賀子	熊本県知的障がい者施設協会	理 事
廣田 大作	熊本県社会福祉協議会	常務理事
福岡 順子	熊本県自閉症協会	事務局長
松永 和治	熊本県手をつなぐ育成会	常務理事
三浦 貴子	熊本県身体障害児者施設協議会	会 長
宮田 喜代志	熊本県中小事業家同友会	障がい者雇用支援 委員会幹事長
山崎 広信	熊本市健康福祉子ども局障がい保健福祉課	課 長

50 音順

4 熊本県障害者自立支援協議会委員名簿

平成 27 年 月現在

区 分	氏 名	所 属	役 職	
経験者 学識	今吉 光弘	熊本学園大学社会福祉学部	准教授	
	園部 博範	崇城大学	准教授	
障害者団体等	精神	楠 達雅	熊本県精神障害者団体連合会	副会長
		森田 哲史	熊本県精神障害者福祉会連合会	理 事
	身体	岡部 恵美子	熊本県身体障害者福祉団体連合会	会 長
		日隈 辰彦	ヒューマンネットワーク熊本	代 表
	知的	吉見 靖子	熊本県障害児・者親の会連合会	きずなの会 事務局長
		竹坂 和子	熊本県手をつなぐ育成会	元理事
事業者	精神	相澤 明憲	熊本県精神科協会	会 長
	身体	金和 史岐子	熊本県身体障害児者施設協議会	副会長
	知的	西坂 千賀子	熊本県知的障がい者施設協会	研修倫理委員 会副委員長
	難病	中山 泰男	熊本難病・疾病団体協議会	代表理事 (会 長)
相談支援等	精神	今野 えり子	指定相談支援事業所ふれあい	センター長
	身体	大島 真樹	熊本市しょうがい者生活支援センター 青空	センター長
	知的	尾道 幸子	えづこ相談支援センター	臨床心理士
		中野 誠也	熊本県医療ソーシャルワーカー協会	理 事
		五嶋 睦子	熊本縣市町村保健師協議会	理 事
	雇用・教育	赤星 智英	生活介護事業所すまいる	所 長
栗原 和弘		熊本県教育庁特別支援教育課	課 長	
企業	伊藤 智佳子	熊本県中小企業家同友会	障がい者雇用 支援委員会委員	

5 関係法令

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(抄)
(平成17年11月7日法律第123号)

最終改正：平成26年6月25日法律第83号

第三章 地域生活支援事業

(市町村の地域生活支援事業)

第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業
- 二 障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業
- 三 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業(次号に掲げるものを除く。)
- 四 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業
- 五 障害者に係る民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業
- 六 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援(手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。)を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
- 七 意思疎通支援を行う者を養成する事業
- 八 移動支援事業
- 九 障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生

労働省令で定める便宜を供与する事業

- 2 都道府県は、市町村の地域生活支援事業の実施体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して、関係市町村の意見を聴いて、当該市町村に代わって前項各号に掲げる事業の一部を行うことができる。
- 3 市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

(都道府県の地域生活支援事業)

第七十八条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、第七十七条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる事業のうち、特に専門性の高い相談支援に係る事業及び特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を行うものとする。

- 2 都道府県は、前項に定めるもののほか、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上のために障害福祉サービス若しくは相談支援を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成する事業その他障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

第五章 障害福祉計画

(基本指針)

第八十七条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
 - 二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 三 次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
 - 四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 3 厚生労働大臣は、基本指針の案を作成し、又は基本指針を変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 厚生労働大臣は、障害者等の生活の実態、障害者等を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。
- 5 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会(以下この項及び第八十九条第六項において「協議会」という。)を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう

努めなければならない。

9 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。

10 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

（都道府県障害福祉計画）

第八十九条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項

三 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項

四 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び同項第四号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関

との連携に関する事項

- 4 都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県障害福祉計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画と相まって、精神科病院に入院している精神障害者の退院の促進に資するものでなければならない。
- 6 都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 7 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- 8 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第八十九条の二 都道府県は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（都道府県障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

（協議会の設置）

- 第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。
- 2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(2) 障害者基本法

(昭和 45 年 5 月 21 日法律第 84 号)

最終改正：平成 25 年 6 月 26 日法律第 65 号

第四章 障害者政策委員会等

(都道府県等における合議制の機関)

第三十六条 都道府県(地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項 の指定都市(以下「指定都市」という。) を含む。以下同じ。) に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

- 一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項 (同条第九項において準用する場合を含む。) に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
 - 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。
- 4 市町村(指定都市を除く。) は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。
- 一 市町村障害者計画に関し、第十一条第六項 (同条第九項において準用する場合を含む。) に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
 - 三 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により合議制の機関が置かれた場合に準用する。

熊本県障がい福祉計画
(第4期：平成27年度～平成29年度)

計画決定 / 平成27年 月

発行 / 熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
障がい者支援課

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

TEL : 096-333-2236 FAX : 096-383-1739

E-MAIL : shogaishien@pref.kumamoto.lg.jp
